南あわじ市子ども・子育て支援事業計画
【第３期】

令和７（2025）年３月

南あわじ市

ごあいさつ

「子育ての喜びが見えるまち」

南あわじ市は、美しい自然と豊かな歴史・文化に加え、農業や漁業、観光業などの多彩な産業が盛んで、活力あふれるまちです。四季折々の風景が楽しめる里山や、鳴門海峡のうず潮をはさんで瀬戸内海と紀伊水道が織りなす海辺の魅力、地域資源を活かした産業が、心豊かでおだやかにこの地に暮らす喜びを育んでいます。

しかしながら、日本社会で進む人口減少と少子高齢化の波を本市も強く受けています。この状況をただ嘆くのではなく、未来を担う子どもたちと、子どもたちを育む家庭をしっかり支え、希望に満ちたまちづくりを進めることが行政の大きな役割であると感じています。

この観点から、本市では「子育て応援コンソーシアム」に取り組んでいます。市内の企業や団体と手を取り合い、仕事と育児の両立に関する課題共有や、先進事例の調査や情報交換を行い、子育て世代が働きやすい職場環境づくりをすすめます。子育て世代を支える輪を企業にも広げることで、地域全体で子どもたちを育む土壌をつくっていきます。

子どもたちは、家庭だけではなく、地域全体が一体となって見守り、周囲の人々が関わりを持って支えていくことで、自らの居場所をみつけ、自由に想いをめぐらせ、心豊かにのびのびと育っていきます。

この第３期計画では、これまで蓄積した基盤をさらに発展させ、地域の皆様と協働しながら、切れ目のない子育て支援策を展開します。「南あわじで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」と思っていただけるよう、引き続き取組みを進めてまいります。そして、この地で生まれ育つ子どもたちが、未来に向けて大きな夢を抱き、笑顔で過ごせる社会をともに築いていきたいと思っています。

結びに、「南あわじ市子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査をご提出いただいた保護者の皆様はじめ計画の策定にあたり多大なご協力をいただいた方々に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

南あわじ市長　守本憲弘

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１．計画策定の趣旨 1
　２．子ども・子育て支援施策の動向 2
　３．計画の位置づけ 4
　４．計画期間 5
　５．計画の策定体制 5

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題 7
　１．人口等の推移 7
　２．子育て家庭の状況 16
　３．就労状況 20
　４．教育・保育事業の状況 26
　５．施策等の進捗評価 30
　６．子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性 32

第３章　計画の基本的な考え方 35
　１．計画の基本理念 35
　２．計画の基本目標 36
　３．施策の体系 38

第４章　子育て支援施策の展開 39
　基本目標１　安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり 39
　基本目標２　すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を支える環境づくり .. 42
　基本目標３　子どもの笑顔をまんなかに地域で子育てを支えるまちの実現 45
　基本目標４　学ぶ楽しさと生きる力を育む教育の推進 47
　基本目標５　配慮を必要とする子ども・家庭への支援 50

第５章　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 53
　１．認定区分 53
　２．教育・保育の提供区域 54
　３．教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方 55
　４．教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容 56
　５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 60

第６章　計画の推進・評価等 82
　１．計画の推進 82
　２．計画の公表及び周知 82
　３．計画の評価・検証 82

資料編 83
　１．南あわじ市子ども・子育て会議条例 83
　２．南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿 85
　３．計画の策定経過 86

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

これまで我が国では、少子化対策として、平成 15（2003）年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 22（2010）年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、ならびに子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りとした、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討、また平成 24（2012）年に制定された「子ども・子育て関連３法※」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みが展開されてきました。

さらに、この３法に基づいて平成 27（2015）年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、南あわじ市（以下「本市」という。）においても「子ども・子育て支援法」に基づいた計画を２期にわたって策定してきました。「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第２期】」（以下「第２期計画」という。）では、「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」を基本理念として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な推進とともに、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、少子化の進行や歯止めのかからない人口減少は、本市のみならず全国的な課題となっており、それに加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。コロナ禍はこうした状況に拍車をかけ、その影響はまだ続いているものと考えられます。

「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第３期】」（以下「本計画」という。）は、全国的な潮流と本市の実情を踏まえながら、令和６（2024）年度に計画期間が満了となる第２期計画の後継計画として策定するものです。

※「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

２．子ども・子育て支援施策の動向

（１）幼児教育・保育、子ども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24（2012）年８月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が成立しました。これを基に、平成 27（2015）年４月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和元（2019）年 10 月に、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

令和５（2023）年 12 月に、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」が閣議決定されました。

こども未来戦略（令和５（2023）年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することを趣旨とする「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６（2024）年 10 月から順次施行されています。

（２）学校教育・学童期

令和５（2023）年６月に、2040 年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針に掲げた「第４期教育振興基本計画」が策定されました。子どもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求するなかで、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、「こども大綱」に基づく「こども施策」と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成 30（2018）年９月に、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。同プランの最終年度にあたる令和５（2023）年 12 月に、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和５・６（2023・2024）年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

（３）子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26（2014）年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取り組みの充実を図るべく、令和元（2019）年６月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、都道府県に加えて、市町村においても計画策定が努力義務となりました。同年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

令和５（2023）年 12 月に、「子供の貧困対策に関する大綱」はこども大綱へと一元化されました。

（４）若者支援・少子化対策

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22（2010）年４月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年７月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28（2016）年２月には「子ども・若者ビジョン」を見直し、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その後も子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増すなかで、令和３（2021）年４月に第３次となる大綱が策定されました。

令和５（2023）年 12 月に、「子供・若者育成支援推進大綱」はこども大綱へと一元化されました。

3．計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、同法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

また、本市の市政運営の柱となる第２次南あわじ市総合計画を最上位計画に置きつつ、総合的な地域福祉の方策を示す第２期南あわじ市地域福祉計画のもとで、関連する他計画との整合性を図りながら策定します。

さらには、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

なお、第２期計画の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込みます。

■関連計画等との関係図

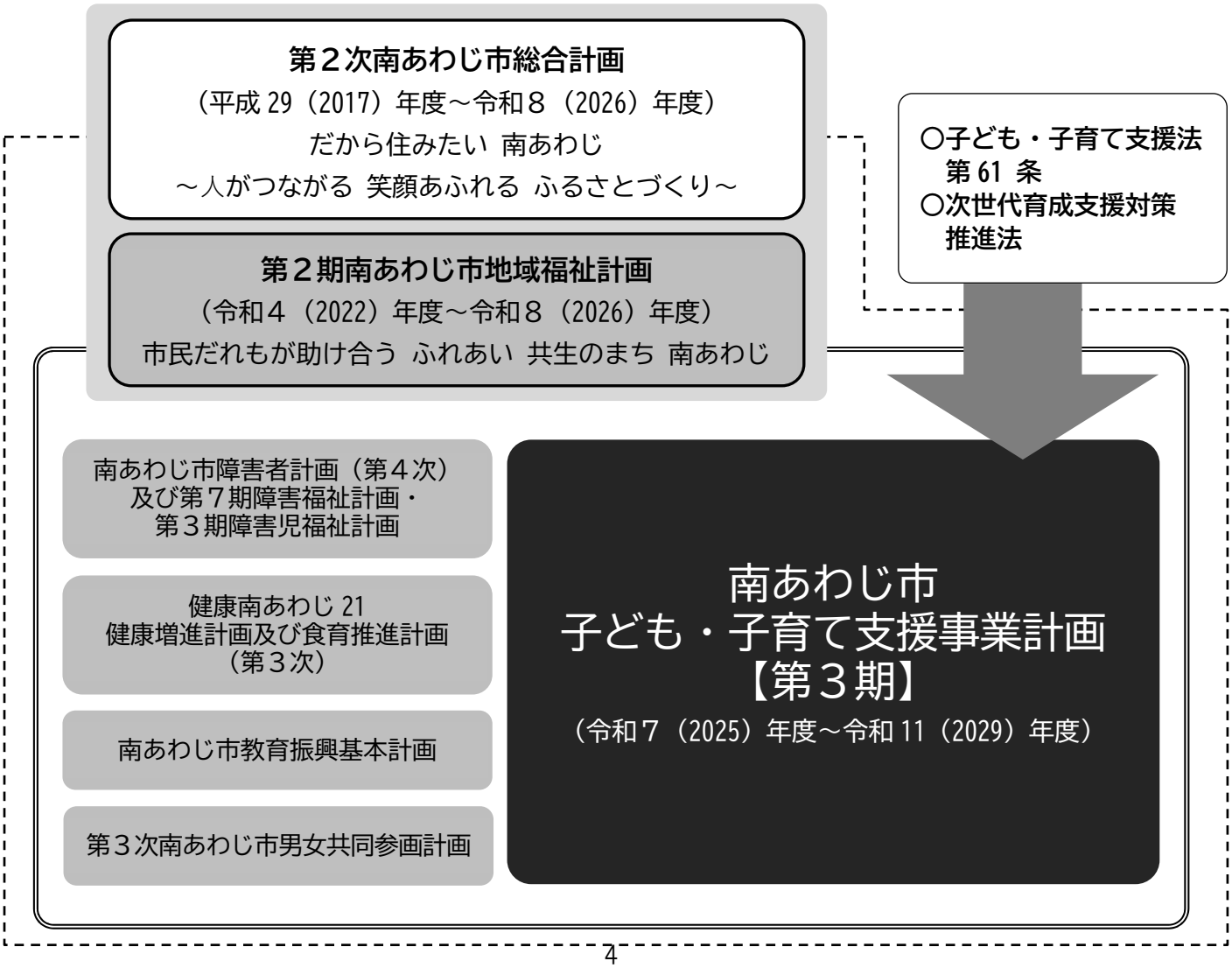

４．計画期間

本計画の期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合には、必要に応じて検討・見直しを行うものとします。

■計画期間

５．計画の策定体制

（１）計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定します。

南あわじ市子ども・子育て会議は、保護者をはじめ、学校・保育所・幼稚園や子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行います。

（２）パブリックコメントによる市民意見の募集

計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を収集しました。

（３)子育て家庭に対する実態把握

本計画の策定にあたって、就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の概要

項目	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の放課後児童クラブ等を利用中の小学生の保護者
調査期間	令和６（2024）年３月１日（金）～３月 26 日（火）	令和６（2024）年３月１日（金）～３月 26 日（火）
調査方法	教育・保育施設等における調査票の配布・回収または郵送による回収	学童保育における調査票の配布・回収または郵送による回収
配布数	1,000 件	200 件
有効回収数	506 件	118 件
有効回収率	50.6%	59.0%

第２章　子ども・子育て支援の現状と課題

１．人口等の推移

（１）総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計

本市の総人口の推移は減少傾向にあり、令和６（2024）年では 44,162 人となっています。年齢３区分別にみると、年少人口（０～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は、いずれも減少傾向にあります。高齢者人口（65 歳以上）については、令和４（2022）年までは増加していましたが、以降は減少が続いています。

人口推計については、いずれの年齢区分でも減少傾向が続きます。令和 11（2029）年における総人口は 40,514 人になるものと見込まれ、令和６（2024）年と比較して 8.26%の減少となります。

■総人口と年齢３区分別人口の推移（実績値、推計値）

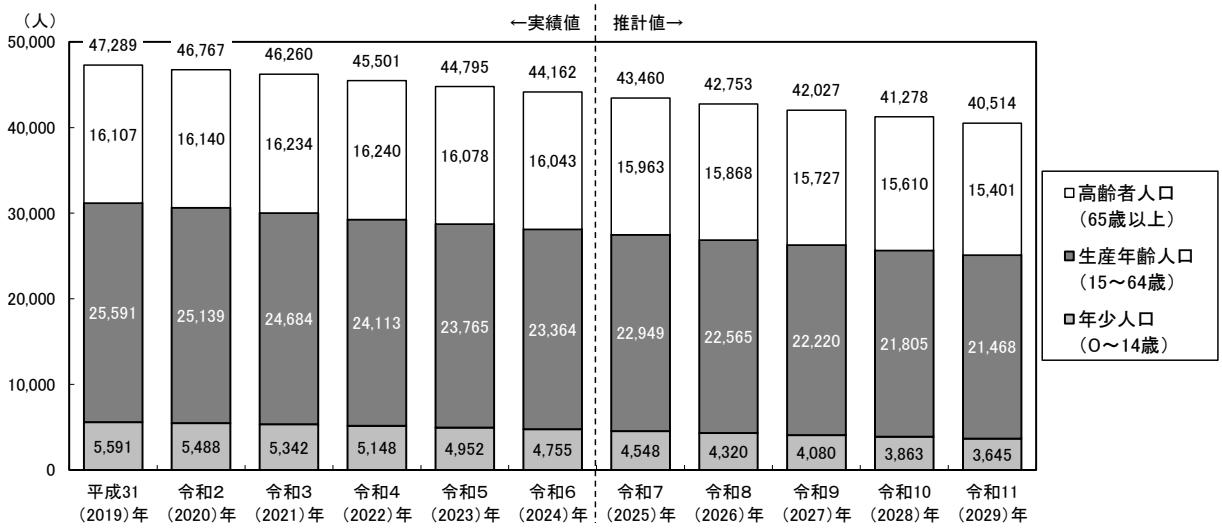

資料：【実績値】住民基本台帳（各年３月 31 日時点）
【推計値】コーホート変化率法※による推計

※「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことをさす。
また、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

年齢３区分別人口割合の実績値は、平成 31（2019）年から令和６（2024）年にかけて０～14 歳、15～64 歳については減少が続いており、65 歳以上については一貫して増加しています。０～14 歳は 1.0 ポイント、15～64 歳は 1.2 ポイントそれぞれ減少しており、65 歳以上は 2.2 ポイント増加しています。

また、推計値については０～14 歳において継続して減少が続き、令和９（2027）年には１割を割る推計となっています。65 歳以上は継続して増加が続く見込みとなっており、15～64 歳については、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

■年齢３区分別人口割合の推移（実績値、推計値）

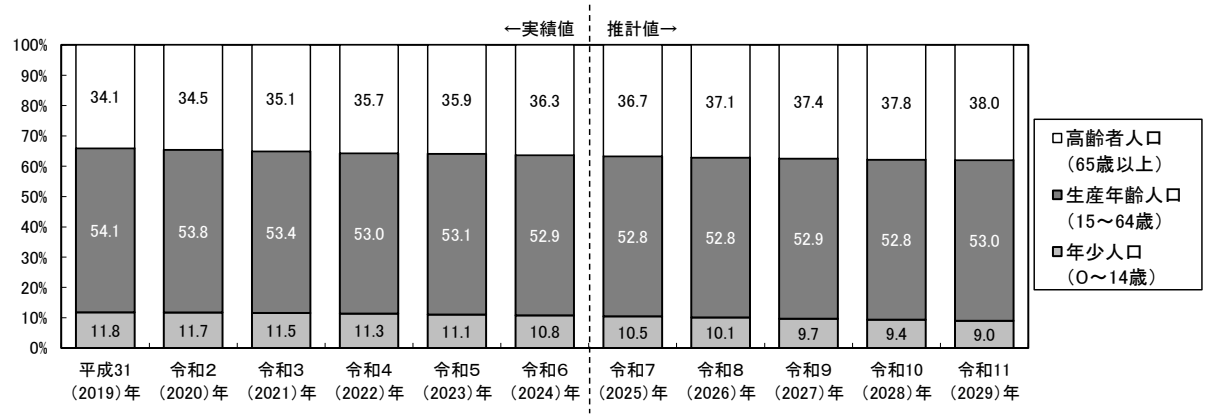

資料：【実績値】住民基本台帳（各年３月 31 日時点）
【推計値】コーホート変化率法による推計

（２）年少人口（中学生を除く）の推移と将来推計

① 就学前児童、小学生

就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、実績、推計いずれも減少傾向にあります。

また、令和 11（2029）年における就学前児童、小学生それぞれの推計値についてはそれぞれ、令和６（2024）年と比較して 35.6%、25.9%の減少となっています。

■就学前児童、小学生の人口推移（実績値、推計値）

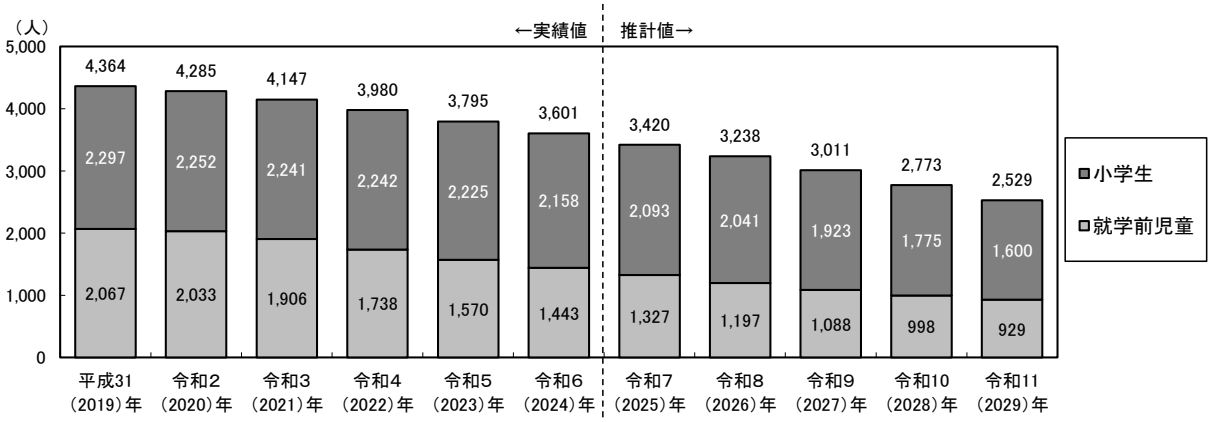

資料：【実績値】住民基本台帳（各年３月 31 日時点）
【推計値】コーホート変化率法による推計

② 就学前児童（１歳階級別）

就学前児童（０～５歳児）の１歳階級別人口の推移をみると、０歳児は平成 31（2019）年から令和２（2020）年にかけて増加しましたが、以降は減少しています。１歳児は令和２（2020）年から令和３（2021）年にかけて増加しましたが、以降は減少しています。２歳児及び３歳児は一貫して減少が続いている一方で、４歳児は増減を繰り返しながら推移しています。５歳児は平成 31（2019）年から令和３（2021）年にかけて増加が続きましたが、以降は減少しています。

推計値については、いずれの年齢においても減少傾向で推移するものと見込まれます。

■就学前児童（０～５歳児）の人口推移（実績値、推計値）

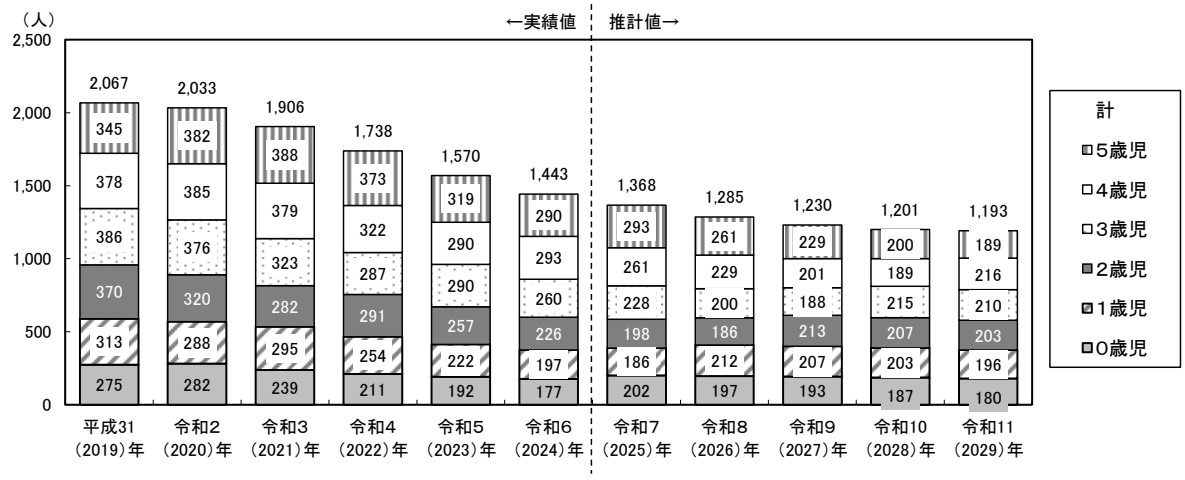

資料：【実績値】住民基本台帳（各年３月 31 日時点）
【推計値】コーホート変化率法による推計

（３）人口ピラミッド（５歳階級別）

５歳階級別の人口ピラミッドについて、平成 31（2019）年と令和６（2024）年を比較すると、０～４歳人口及び 30～34 歳人口、そして 65～69 歳人口の減少幅が大きくなっています。

また、令和６（2024）年における 25～29 歳人口は、平成 31（2019）年における 20～24 歳人口の５年後と考えられますが、その減少幅は他の若年世代と比べても大きくなっています。

■人口ピラミッド（５歳階級別／平成 31（2019）年）

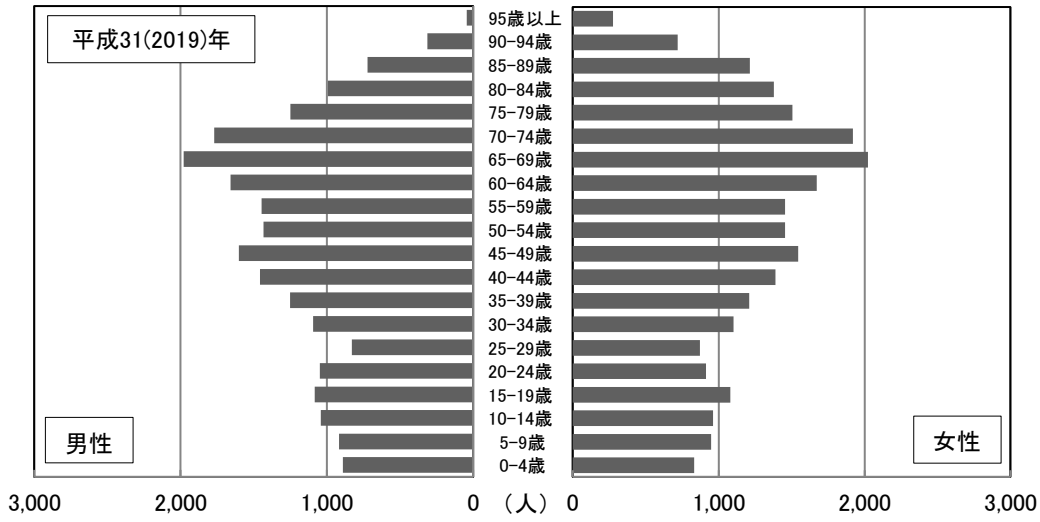

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

■人口ピラミッド（５歳階級別／令和６（2024）年）

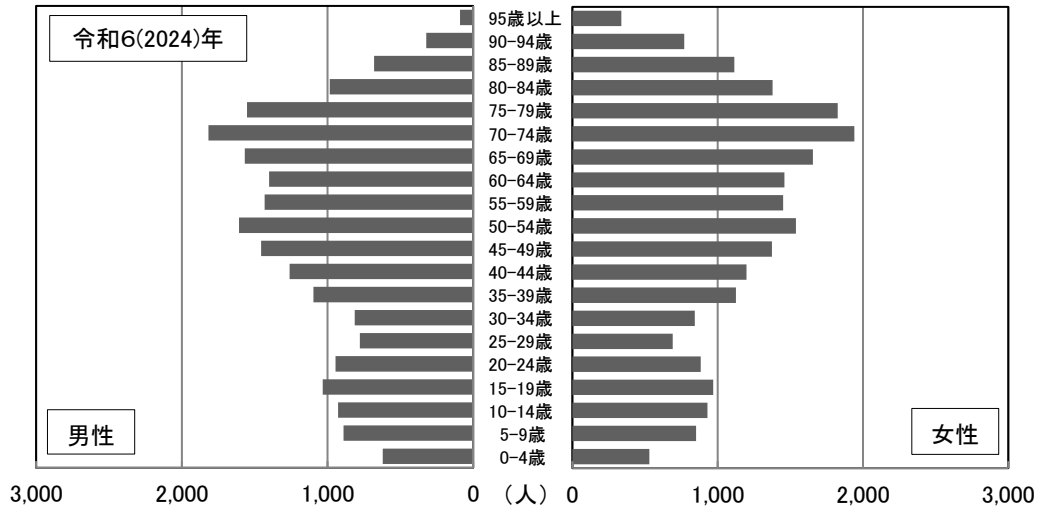

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日時点）

（４）自然動態・社会動態の推移

自然動態についてみると、出生者数が死亡者数を下回る自然減となっており、その差は年々拡大傾向にあります。

一方の社会動態については、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

■自然動態・社会動態の推移

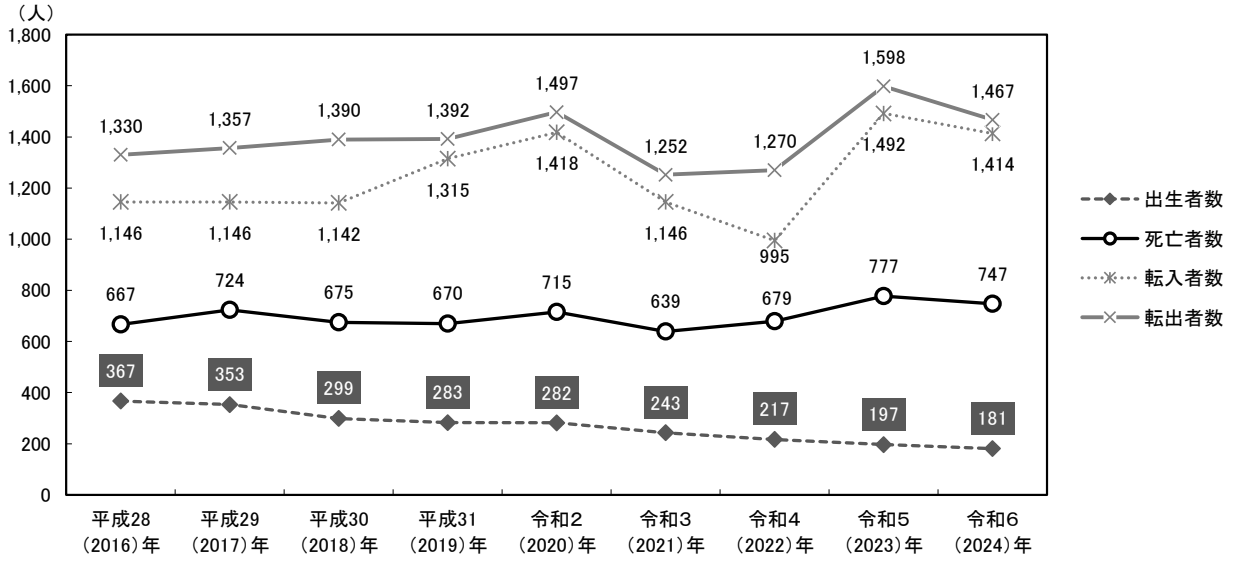

資料：地区・行政区別人口世帯数（各年３月 31 日時点）

（５）合計特殊出生率の推移

15 歳から 49 歳までの女性が一生に産むとされる子どもの数である合計特殊出生率については、増減を繰り返しながら推移しており、平成 27（2015）年から令和２（2022）年にかけては減少に転じています。また、いずれの年においても全国、県を上回る水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

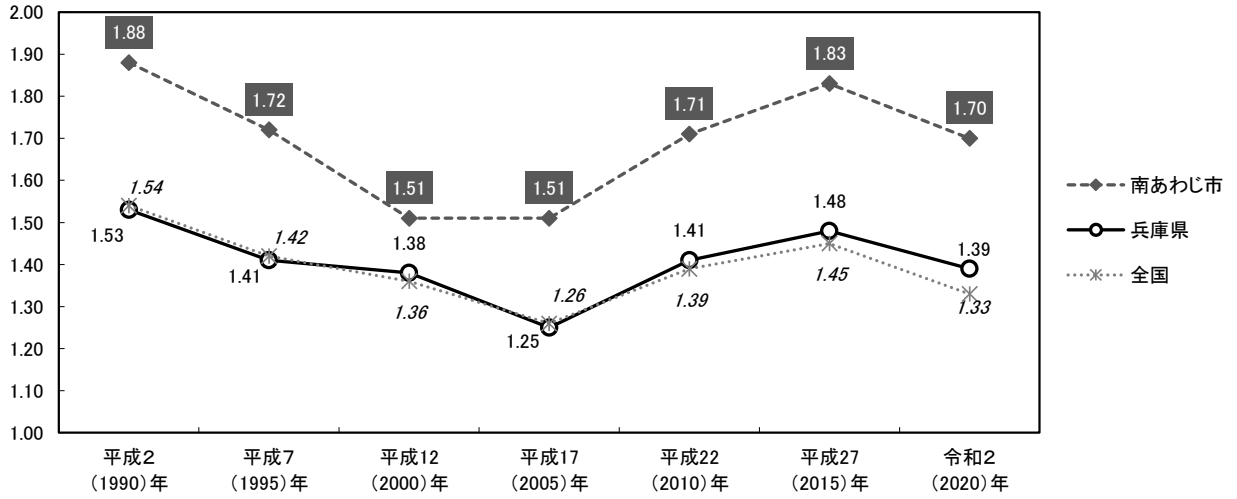

資料：兵庫県保健統計年報

（６）第１子出産時の母親の年齢

第１子出産時の母親の年齢についてアンケート調査の結果からみると、就学前児童・小学生ともに 25～29 歳が最も高く、それぞれ 35.8%、40.7%、次いで 30～34 歳が 27.7%、29.7%、20～24 歳、35～39 歳が 15.4%、11.9%となっています。

また、前回調査と比較して、就学前児童・小学生いずれにおいても、20～24 歳が減少しており、それぞれ 5.9 ポイント、9.5 ポイントの減少となっています。一方、就学前児童では、35～39 歳が 6.3 ポイント増加しています。

■第１子出産時の母親の年齢

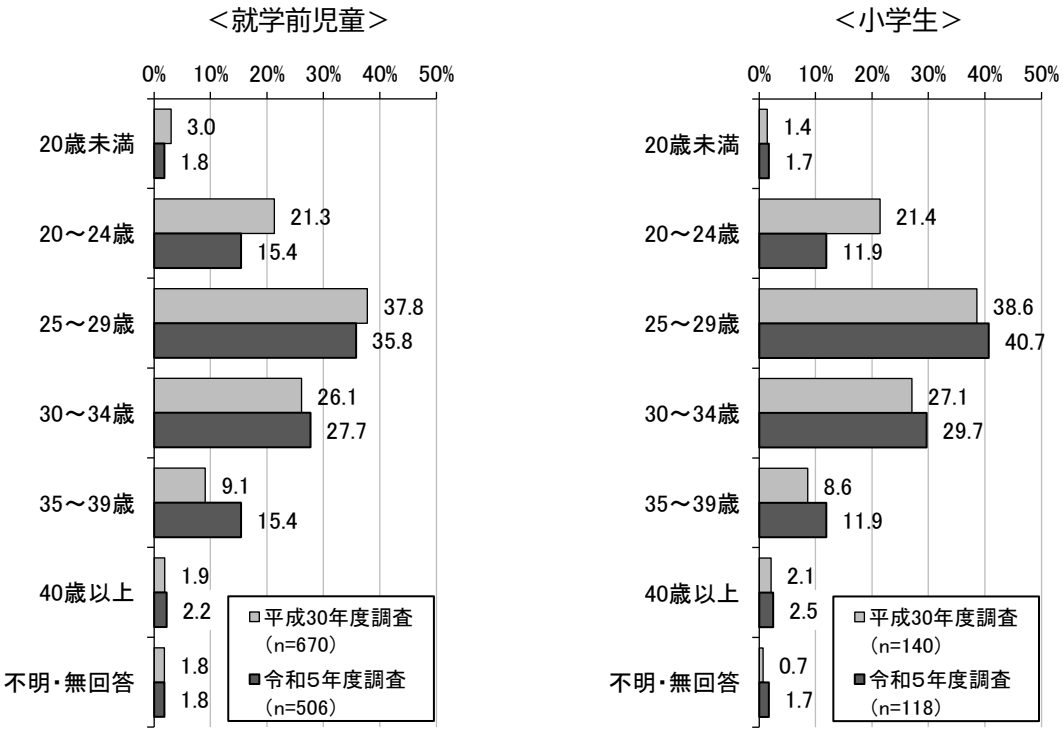

資料：【平成 30 年度調査】第２期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書
【令和５年度調査】南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

（７）婚姻・離婚の推移

① 未婚者の推移

未婚率の推移については、いずれの年齢階級においても概ね増加傾向にあります。

そのなかでも、平成 27（2015）年から令和２（2020）年にかけての男性 25～29 歳と、女性 20～24 歳において、その増加は大きくなっており、それぞれ 7.5 ポイントの増加となっています。

■年代別未婚率の推移（男性）

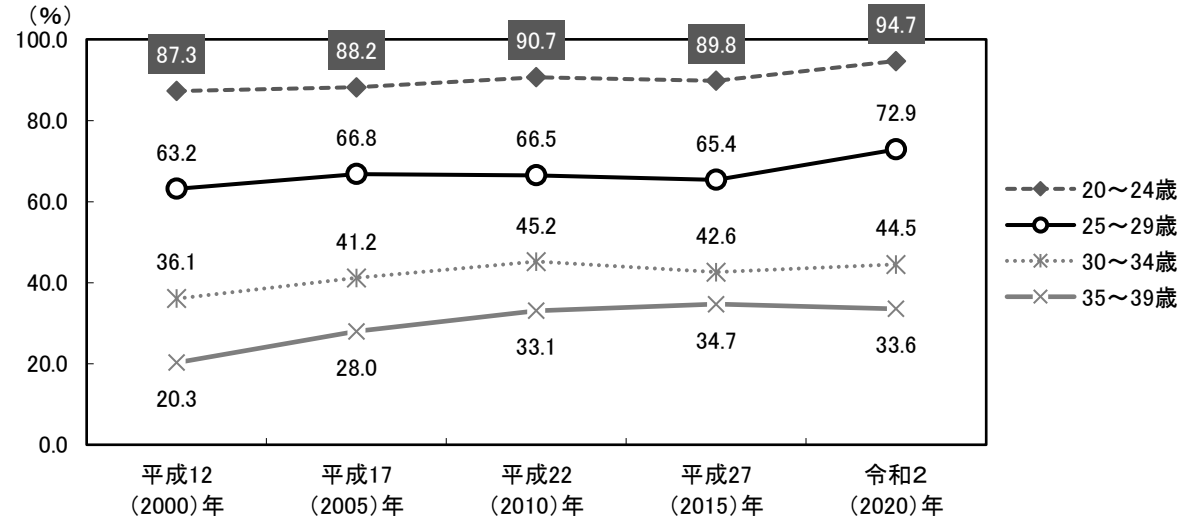

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）
※平成 12（2000）年は緑町・西淡町・三原町・南淡町の合計

■年代別未婚率の推移（女性）

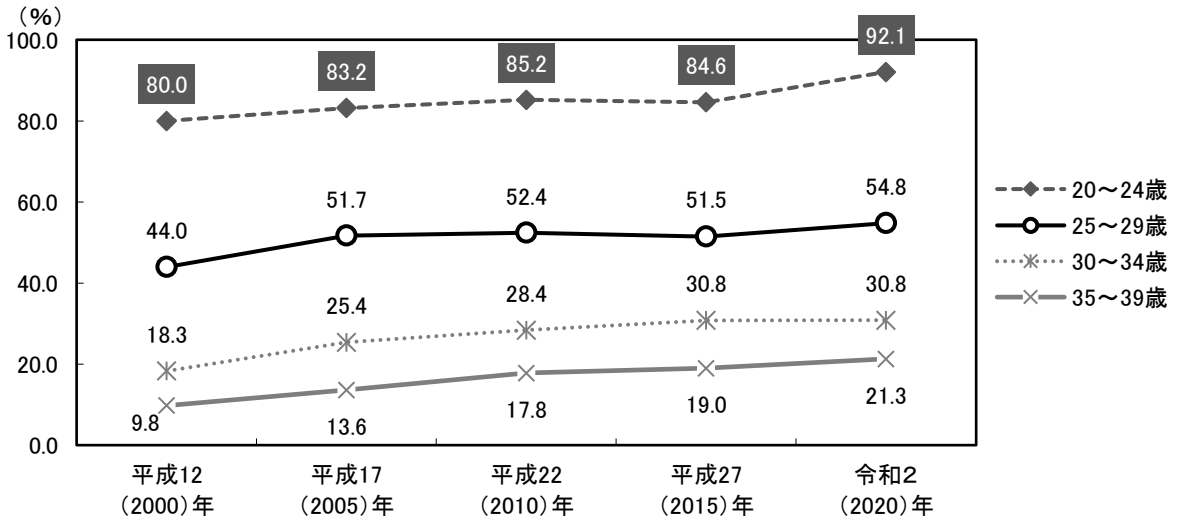

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）
※平成 12（2000）年は緑町・西淡町・三原町・南淡町の合計

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数については、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和４（2022）年には 116 件となっています。離婚件数は、平成 30（2018）年以降は減少傾向で推移してきましたが、令和３（2021）年から令和４（2022）年にかけては増加に転じています。

■婚姻件数、離婚件数の推移

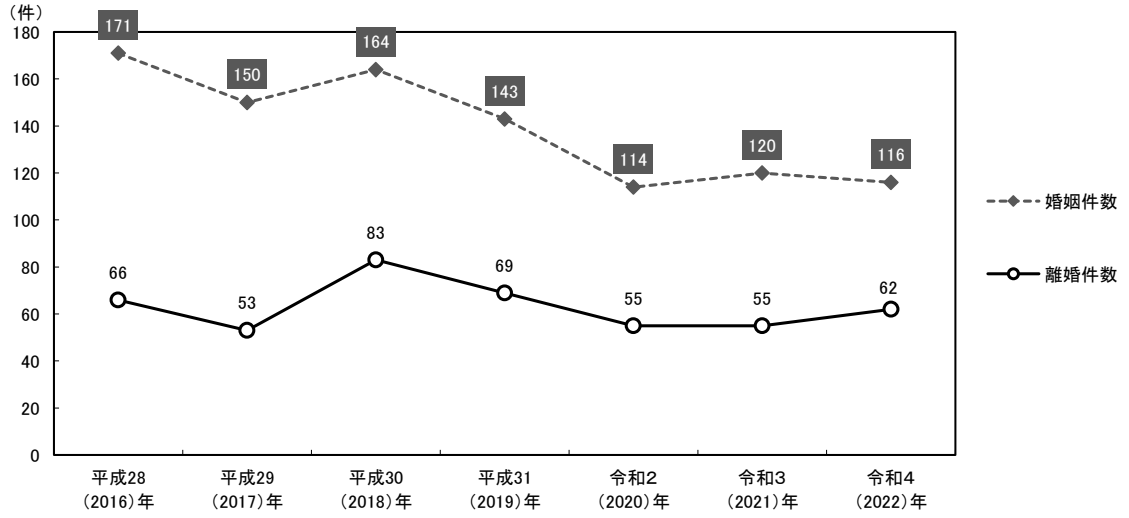

資料：兵庫県保健統計年報

（８）子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいとなっている一方で、18 歳未満の親族のいる世帯と６歳未満の親族のいる世帯はいずれも減少しています。

■子育て世帯の推移

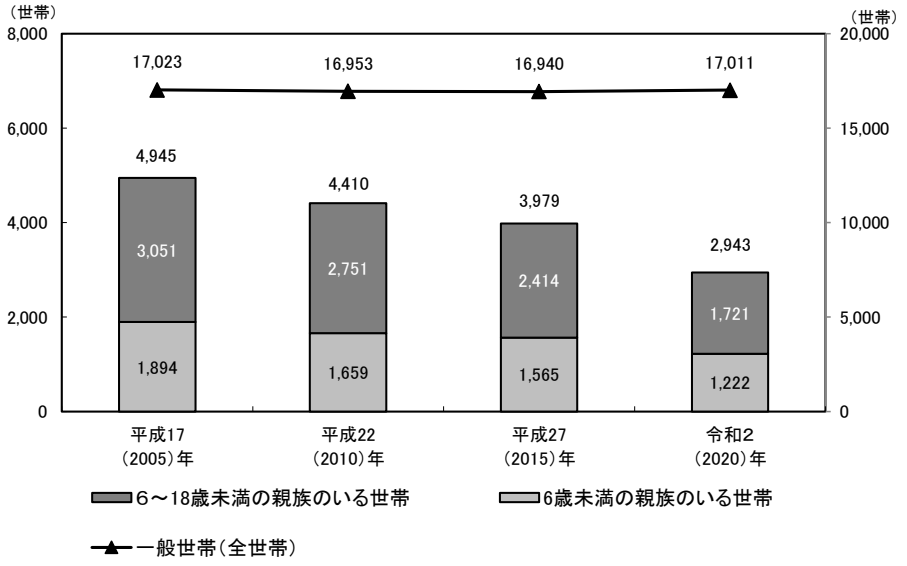

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

（９）ひとり親世帯の推移

18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の推移をみると、男親・女親いずれも平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて減少しています。

■ひとり親世帯の推移

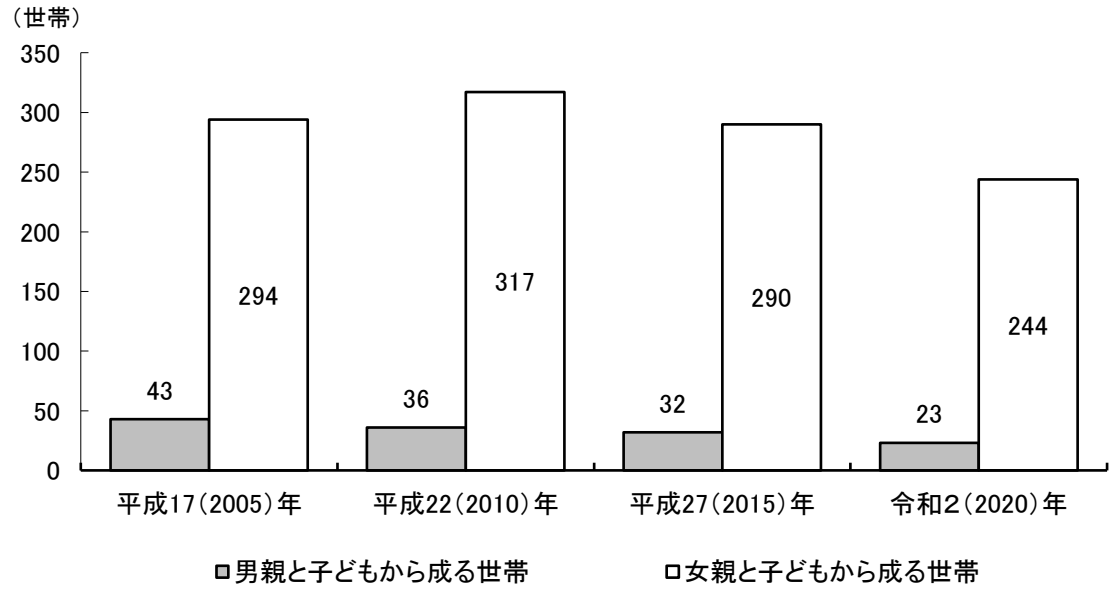

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2．子育て家庭の状況

（1）子育て世帯を取り巻く状況

① 子育てへの関わりや相談者の状況

子育て（教育を含む）を主に行っている方についてアンケート調査の結果からみると、就学前児童・小学生いずれも「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。

■子育て（教育を含む）を主に行っている方

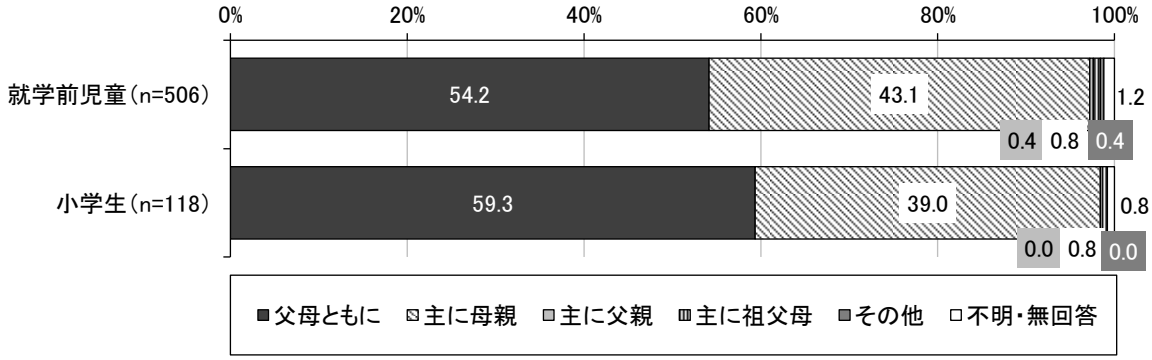

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

また、気軽に相談できる人の有無についてみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」と回答した方は９割半ば、それ以上を占めています。

さらに、気軽に相談できる相手については、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族、家族」の割合が最も高く、次いで「友人や知人、職場の人」となっています。

■子育てに関して気軽に相談できる人の有無

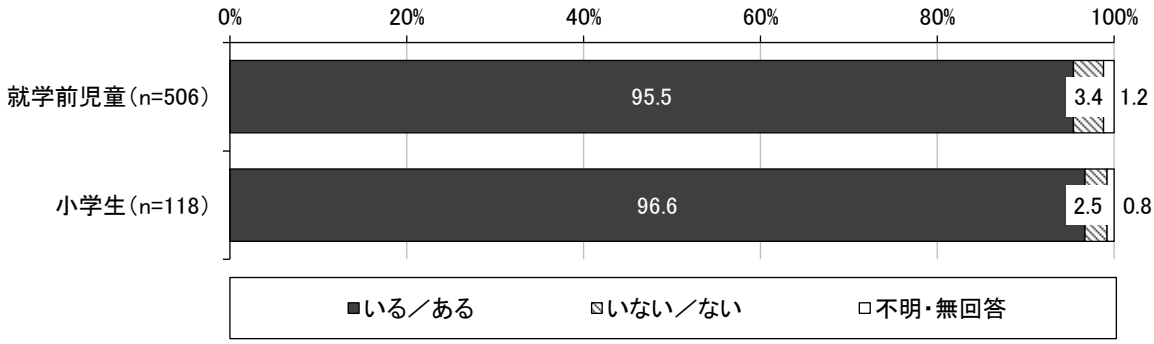

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

■子育てに関して気軽に相談できる相手

＜就学前児童＞

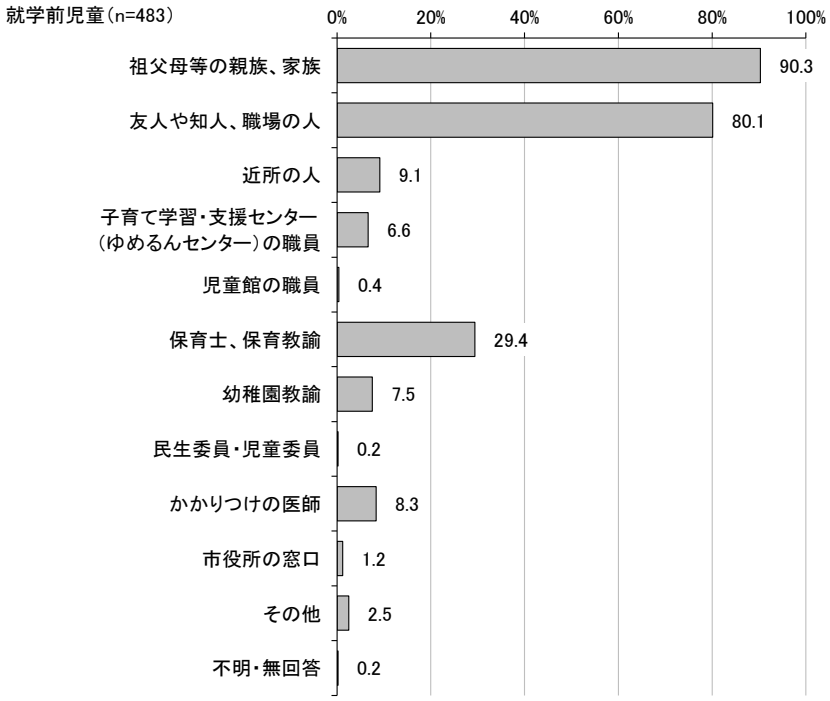

＜小学生＞

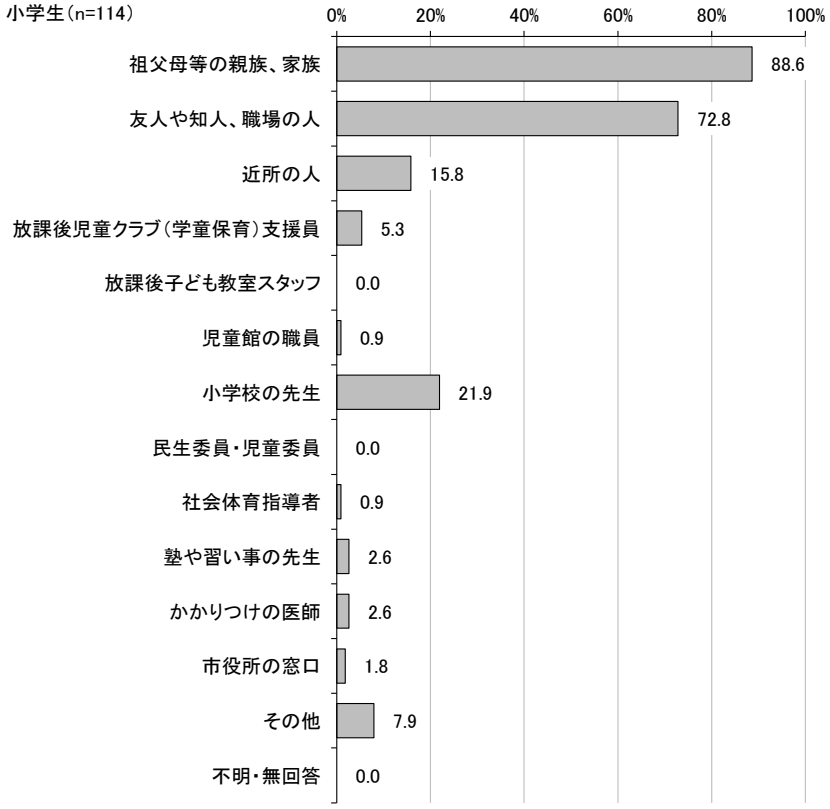

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

② 市に求める子育て環境･子育て支援

アンケート調査の結果から、就学前児童・小学生ともに、「親子または子どもが遊べる公園等の施設を増やしてほしい（公園、屋内遊戯場など）」が最も高くなっています。次いで、就学前児童は「保護者の就労状況に関係なく誰でも気軽に子どもを預けられる保育サービスを拡充してほしい」、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」となっており、小学生では「安心して子供が医療機関にかかれる制度を拡充してほしい」となっています。

■市に求める子育て環境・子育て支援

＜就学前児童＞

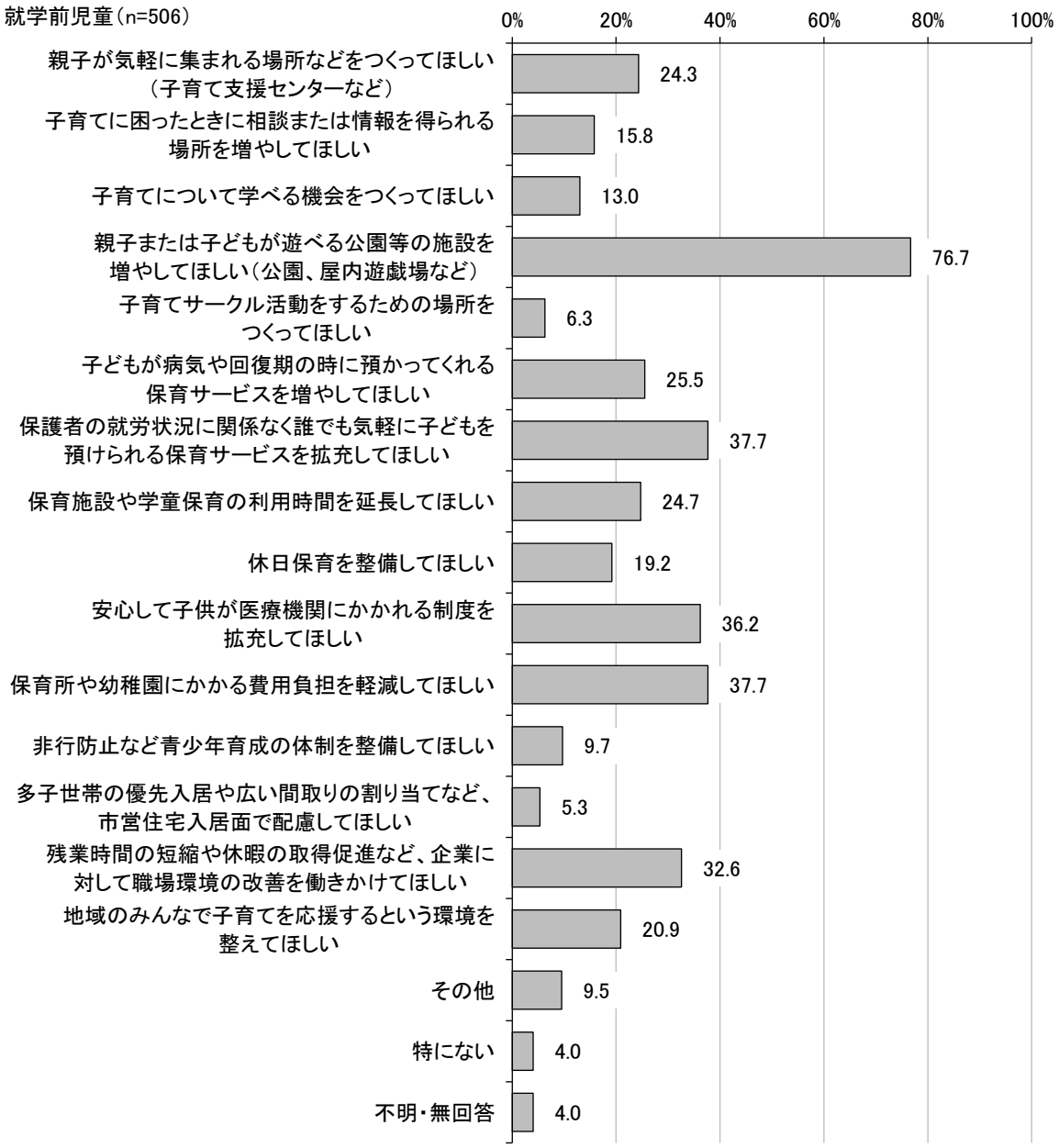

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

■市に求める子育て環境・子育て支援

＜小学生＞

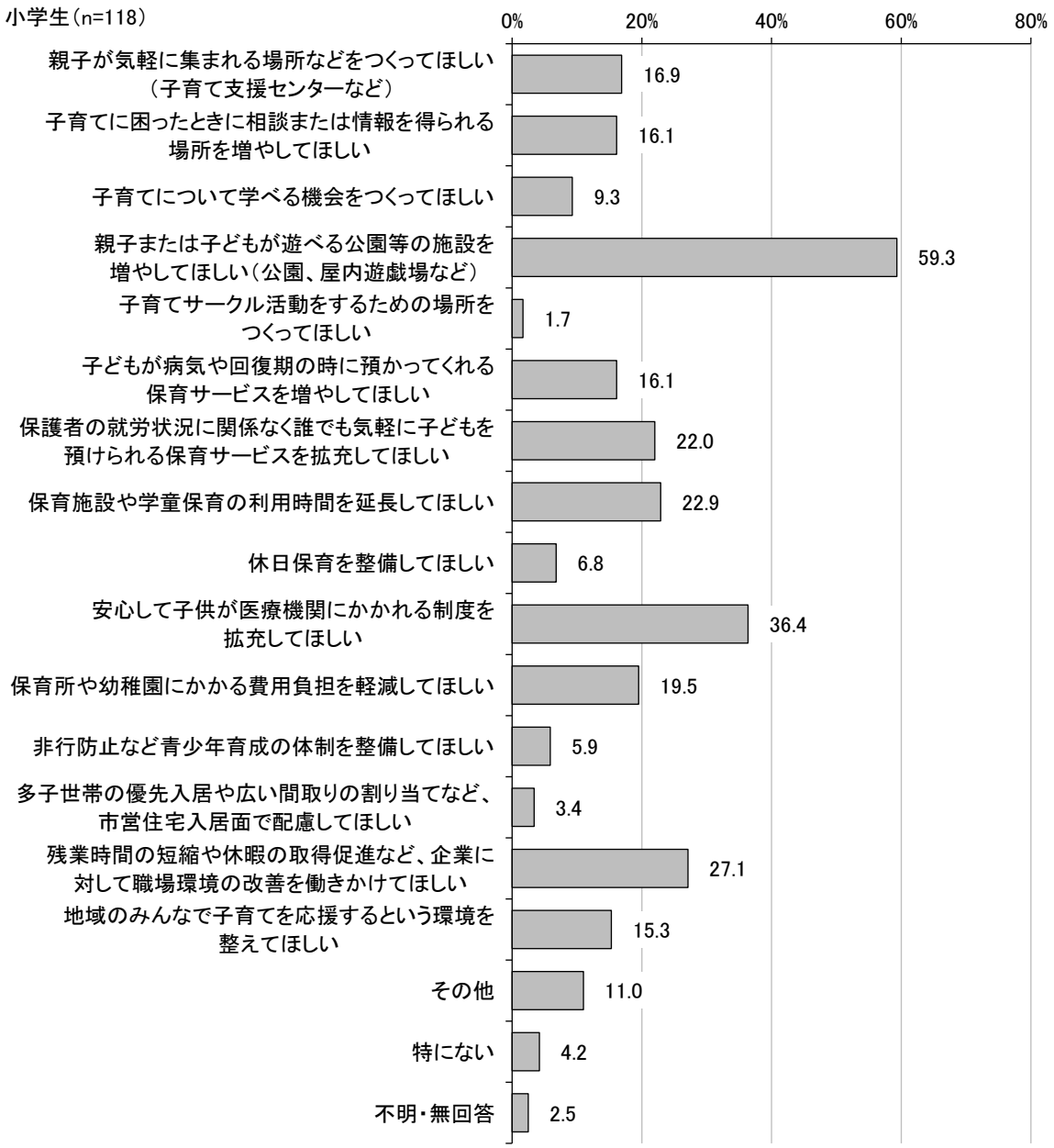

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

3．就労状況

(1)女性の就労状況

① 女性の年齢階級別就業率

女性の年齢階級別就業率をみると、出産や子育て期に当たる 30 代前後で就業率が低下する「M字カーブ」が徐々に解消されるとともに、全体的な就業率の増加がうかがえます。

また、女性の年齢階級別就業率を全国や兵庫県と比較すると、本市の 30 歳以降については高い水準となっていることがうかがえます。働く女性が多くなっており、これは本市の産業特性が反映されているものと考えられます。

■女性の年齢階級別就業率の推移

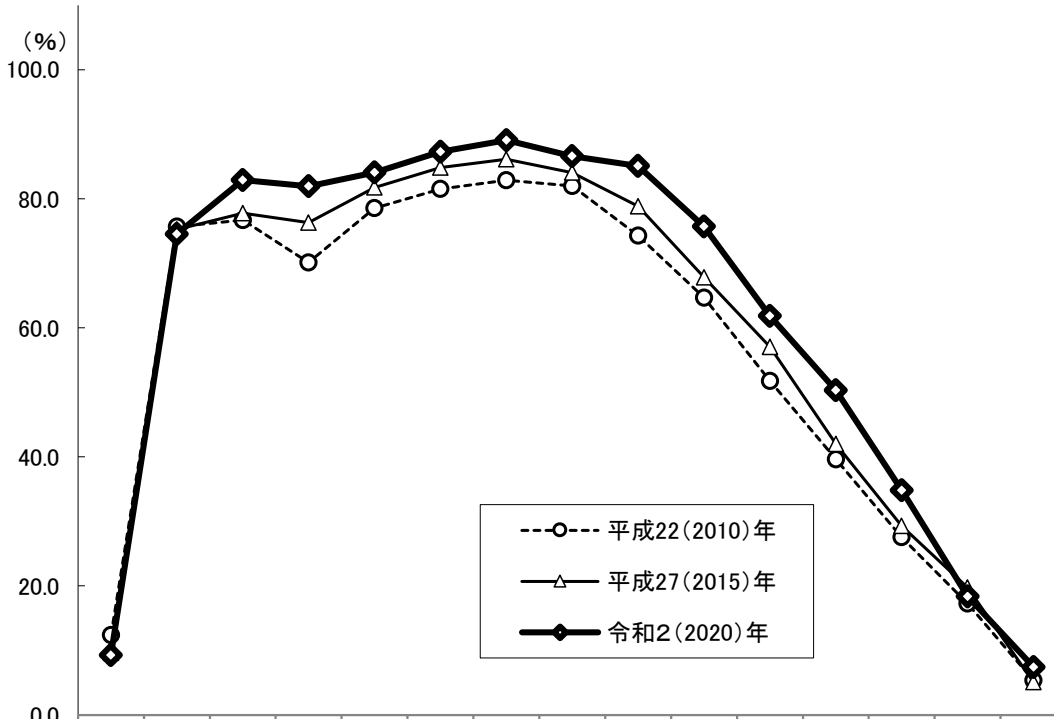

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22(2010)年	12.4	75.7	76.7	70.1	78.5	81.5	82.9	82.0	74.3	64.7	51.8	39.6	27.6	17.3	5.4
平成27(2015)年	9.6	75.2	77.8	76.3	81.7	84.8	86.2	84.0	78.8	67.8	57.0	42.0	29.3	19.7	5.1
令和2(2020)年	9.3	74.6	82.9	81.9	84.1	87.3	89.1	86.6	85.1	75.7	61.9	50.3	34.8	18.4	7.4

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■女性の年齢階級別就業率の比較（全国、兵庫県）

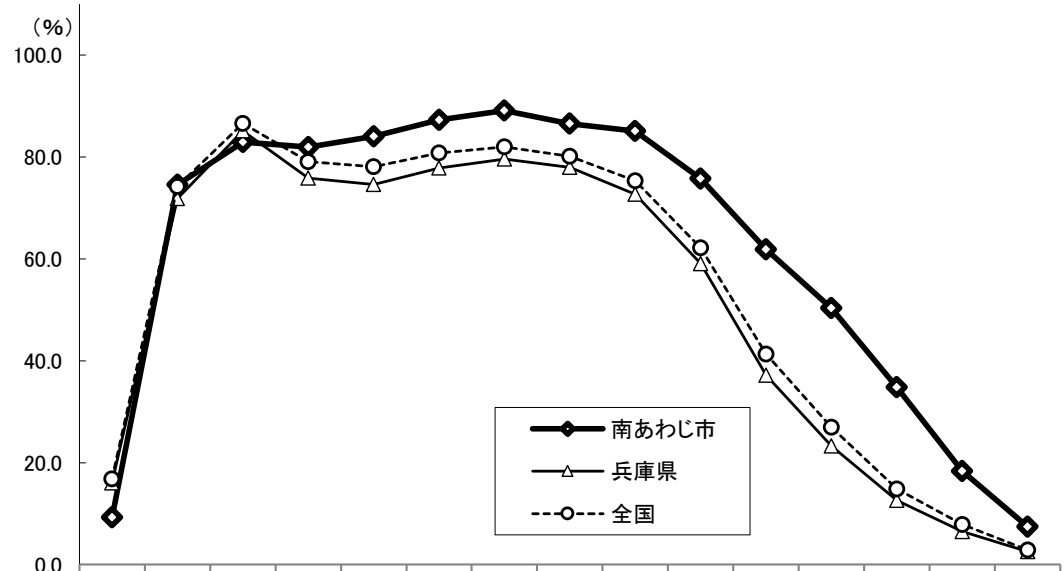

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
南あわじ市	9.3	74.6	82.9	81.9	84.1	87.3	89.1	86.6	85.1	75.7	61.9	50.3	34.8	18.4	7.4
兵庫県	16.0	71.9	85.2	75.9	74.6	77.8	79.6	78.0	72.7	59.1	37.1	23.3	12.6	6.5	2.5
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9

資料：国勢調査（令和２（2020）年 10 月１日）

また、有配偶女性の年齢階級別就業率を全国や兵庫県と比較しても、本市の 30 歳以降の水準の高さがうかがえます。

■有配偶女性の年齢階級別就業率の比較（全国、兵庫県）

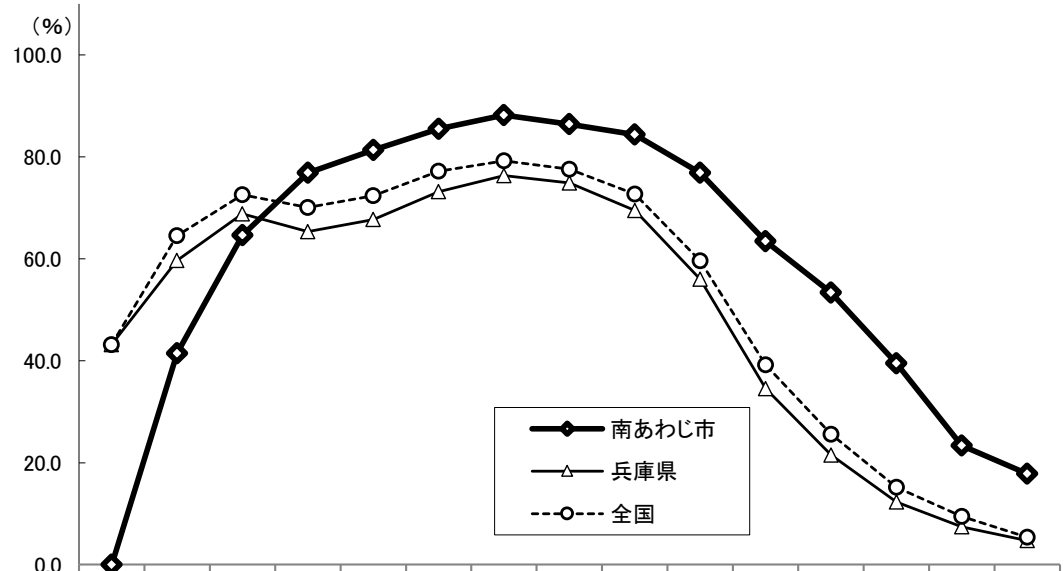

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
南あわじ市	0.0	41.5	64.6	76.9	81.3	85.5	88.2	86.4	84.4	76.9	63.5	53.4	39.5	23.4	17.8
兵庫県	43.2	59.7	68.8	65.3	67.7	73.2	76.3	74.9	69.5	56.0	34.5	21.5	12.3	7.4	4.7
全国	43.1	64.5	72.6	70.1	72.3	77.2	79.2	77.6	72.7	59.6	39.2	25.5	15.2	9.5	5.4

資料：国勢調査（令和２（2020）年 10 月１日）

② 母親の就労状況

母親の就労状況については、『フルタイムで就労している』※1と『フルタイム以外で就労している』※2を合わせた、現在就労している人は 86.0%となっています。

そのうち産休・育休・介護休業を取得中の人は 13.9%となっており、この値は前回調査と比較して 5.2 ポイント増加しています。

また、「フルタイムで就労している」人は 43.7%となっており、この値は前回調査と比較して 9.0 ポイント増加しています。

■就学前児童の母親の就労状況（経年比較）

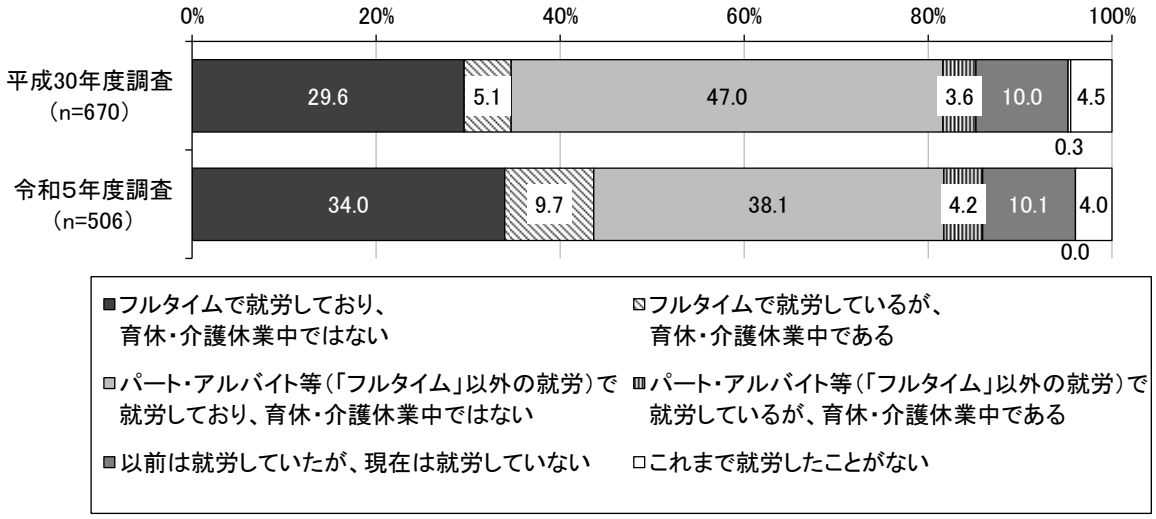

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

※1…「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、育休・介護休養中である」の合計。

※2…「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）で就労しているが、育休・介護休養中である」の合計。

母親の就労日数についてアンケート調査の結果からみると、１週あたりで「５日」が最も高くなっています。

また、就労時間については、１日あたり「８時間」が最も高く、次いで「６時間」となっています。

■母親の就労日数（１週あたり）

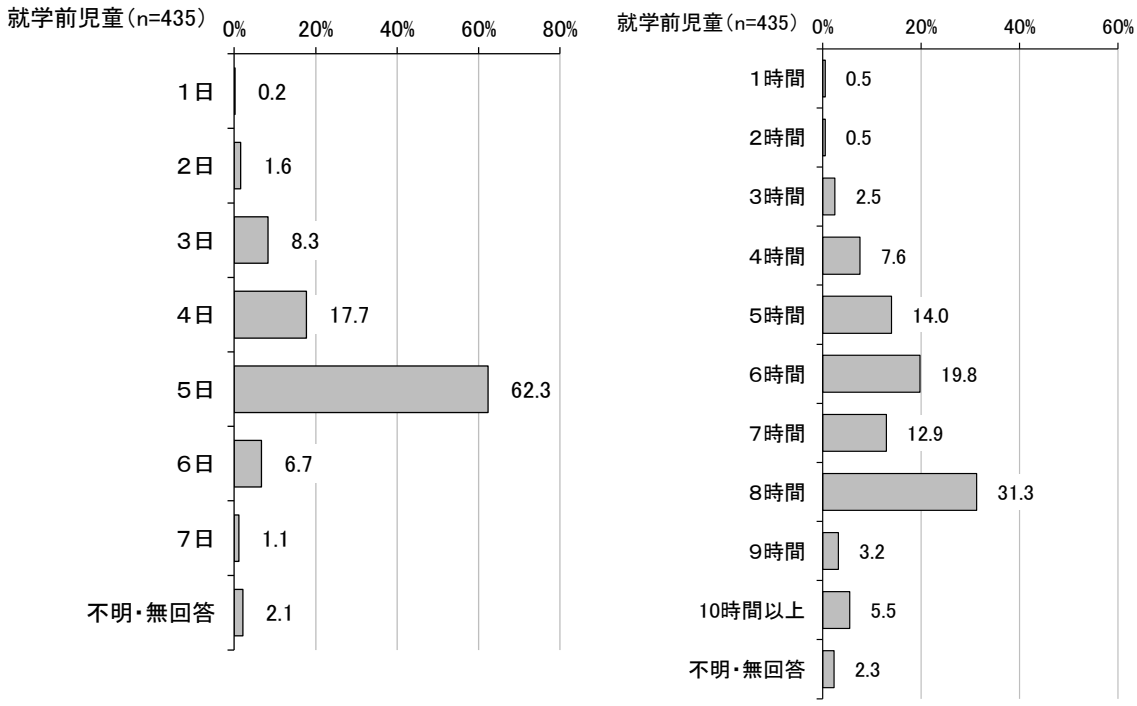

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

さらに、「フルタイム以外」で就労している人のうち、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた「フルタイムへの転換希望」がある母親は、40.7%となっており、「『フルタイム以外』の就労を続けることを希望」する母親と同等の水準となっています。

■就学前児童の母親の就労状況（経年比較）

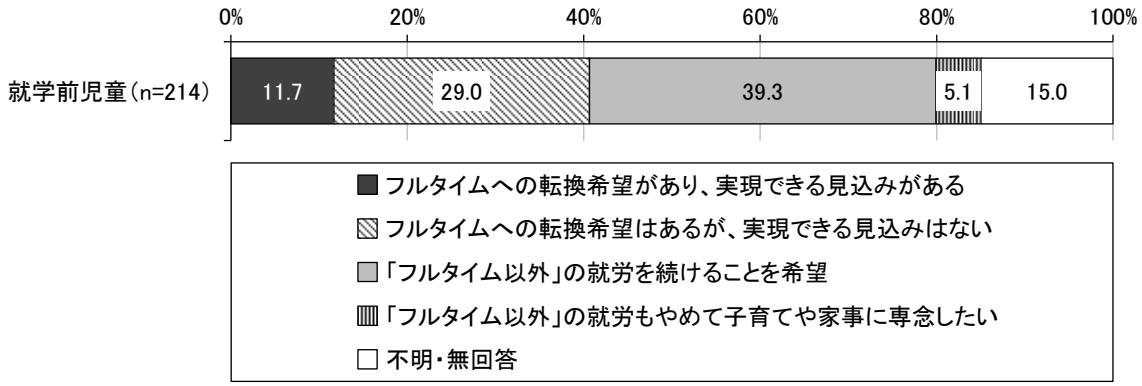

資料：南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

（２）育児休業制度の取得率

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者における育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は 51.0%、父親は 5.5%という状況となっており、前回調査と比較すると「取得した（取得中である）」母親は 12.0、父親は 4.2 ポイント高くなっています。

また、小学生の保護者における育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は 57.6%、父親は 1.7%という状況となっており、前回調査と比較すると「取得した（取得中である）」母親は 6.2 ポイント高くなっています。

■育児休業制度の利用状況

＜就学前児童＞

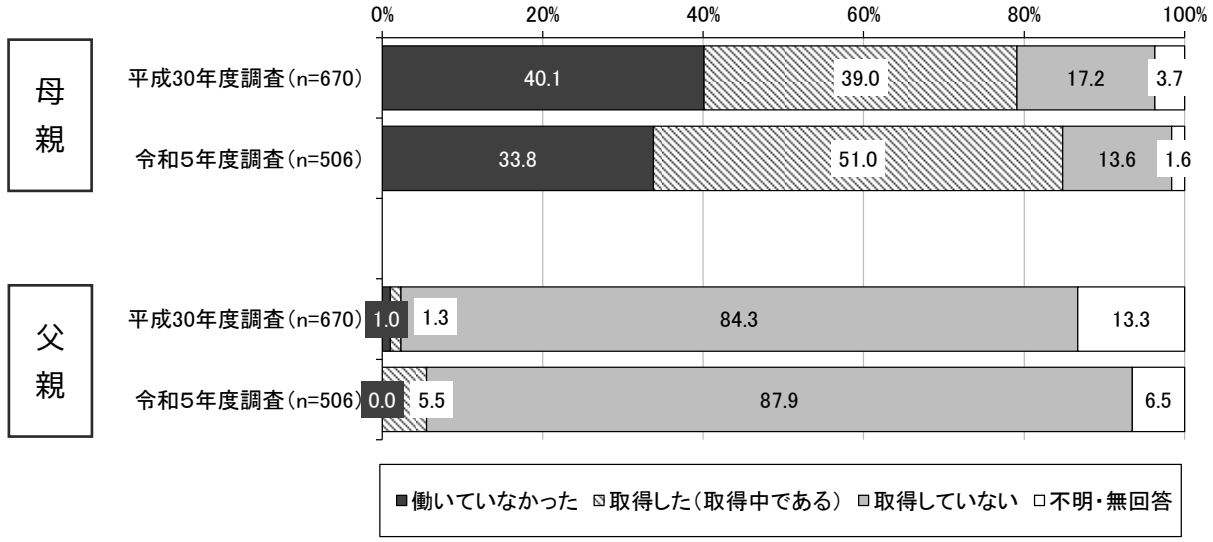

＜小学生＞

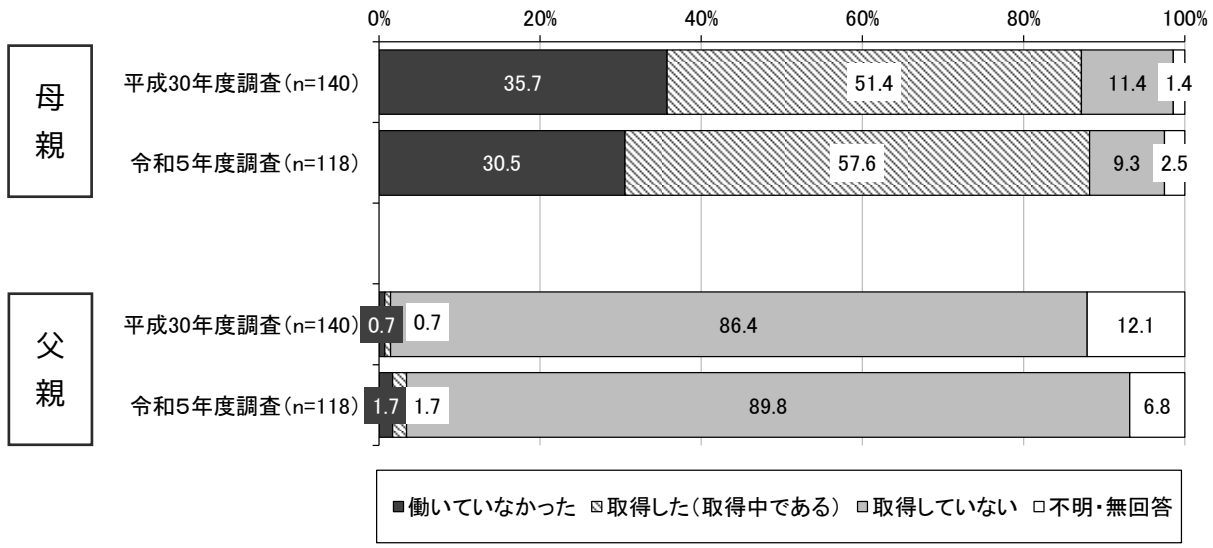

資料：【平成 30 年度調査】第２期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書
【令和５年度調査】南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

さらに、就学前児童の保護者が育児休業を取得していない理由についてみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が最も高くなっており、前回調査と比較して 6.3 ポイントの増加となっています。

父親では「仕事が忙しかった」をあげた割合が最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が高くなっており、それぞれ前回調査と比較して 7.3 ポイント、6.6 ポイントの増加となっています。

一方で、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」については 7.1 ポイント減少しています。

■就学前児童保護者における育児休業を取得していない理由（複数回答）

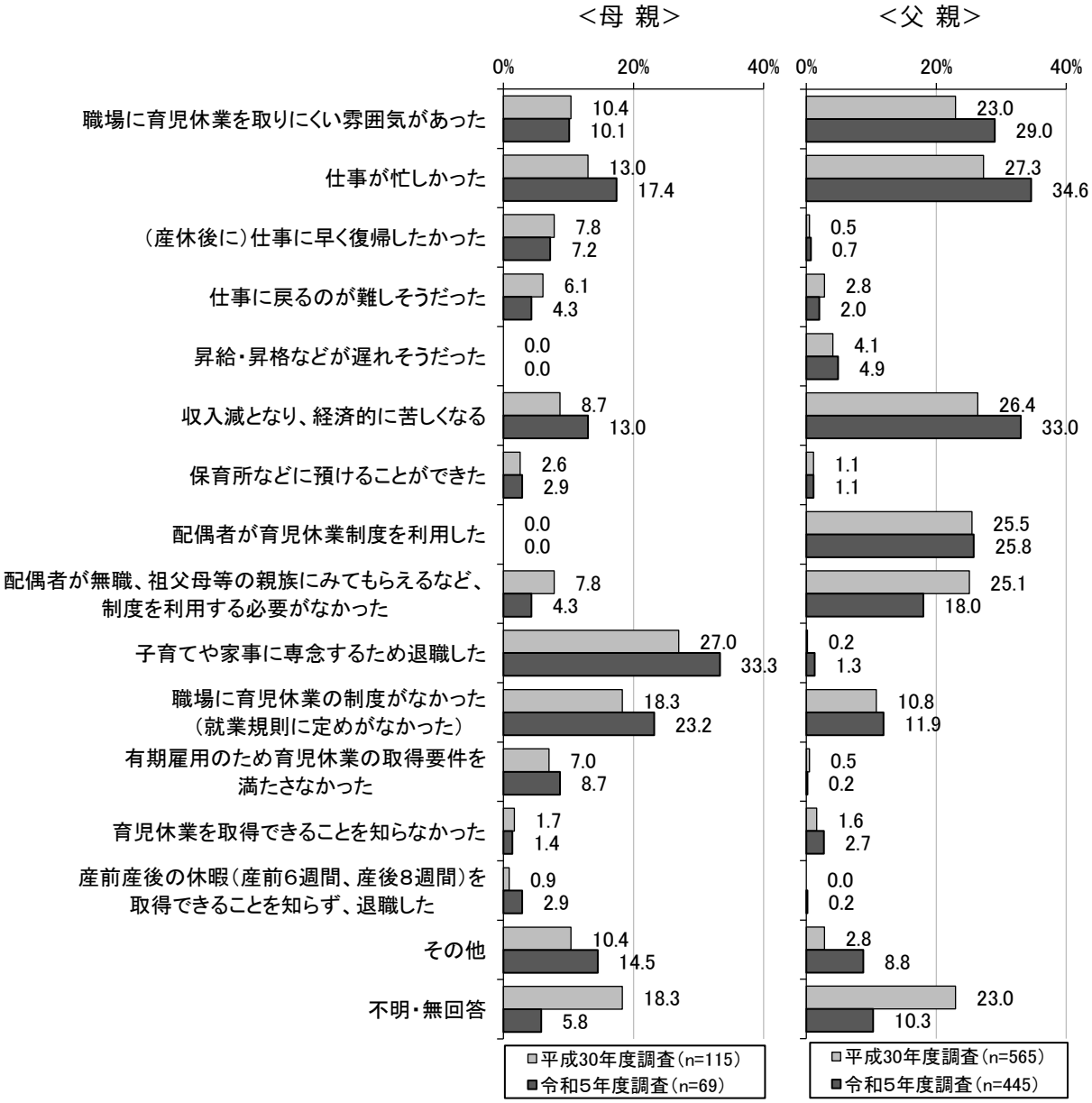

資料：【平成 30 年度調査】第 2 期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書
【令和 5 年度調査】南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書

4．教育・保育事業の状況

(１)定期的な教育･保育事業

① 教育･保育施設の現状

本市における教育・保育施設は各小学校区に概ね１施設以上の保育所及び幼稚園もしくは認定こども園が立地しています。認定こども園は５施設、幼稚園は４施設となっており、主に市の西側に立地しています。

■小学校区別　教育・保育施設の一覧及び施設の分布

小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園
松帆		松帆北 松帆南	
湊			湊
辰美		伊加利	津井
賀集	賀集		
福良		福良	
阿万	阿万		
北阿万	北阿万		淡路さゆり
沼島	沼島よつば		

小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園
倭文	倭文		
志知	志知		志知
榎列	榎列		
八木	八木 すくすく 翁寿園		
市		市	
神代	神代		
広田	広田 よつば		

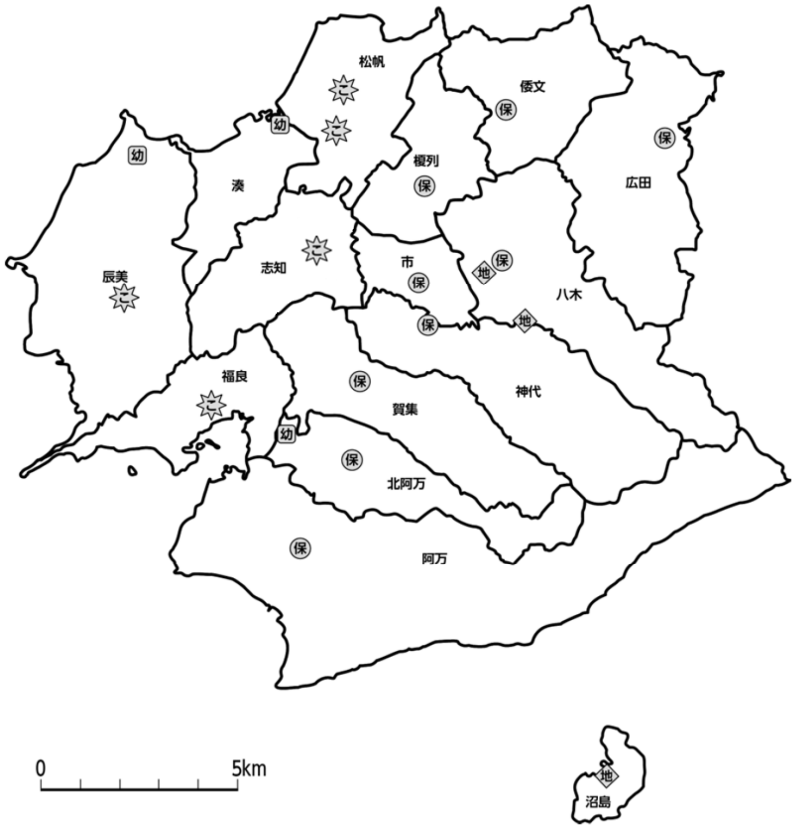

② 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況についてアンケート調査の結果からみると、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

また、利用状況について前回調査と比べると、認定こども園の新設に伴って、「認可保育所【公立】」が減少している一方で、「認定こども園」が 7.9 ポイント増加しています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況（複数回答）

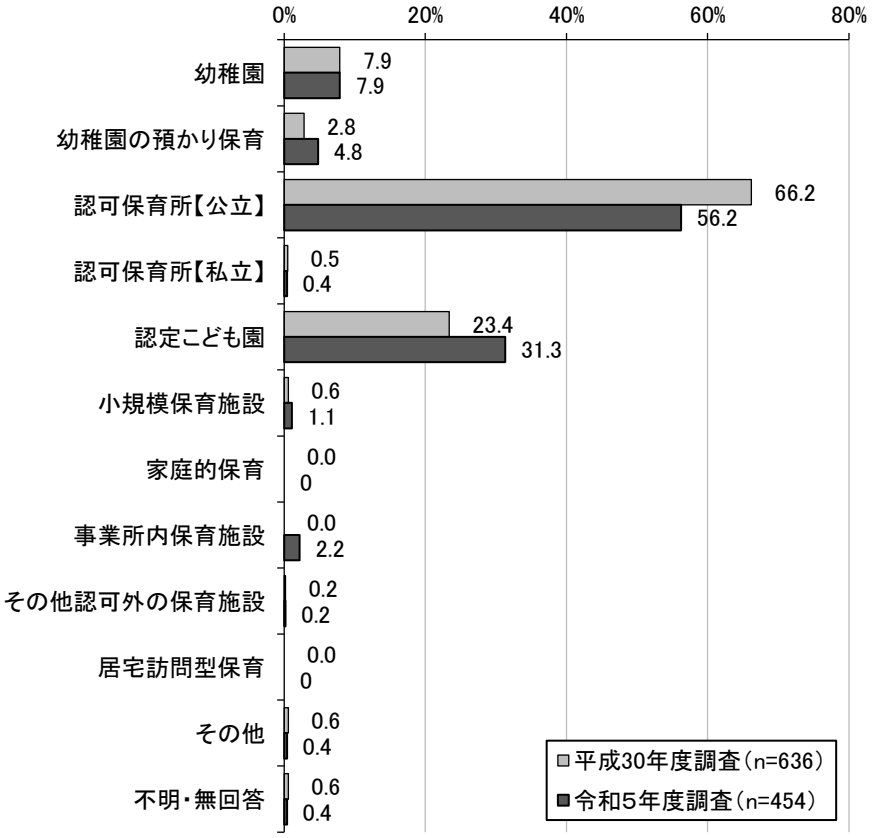

さらに、希望する定期的な教育・保育事業についても、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

■希望する定期的な教育・保育事業（複数回答）

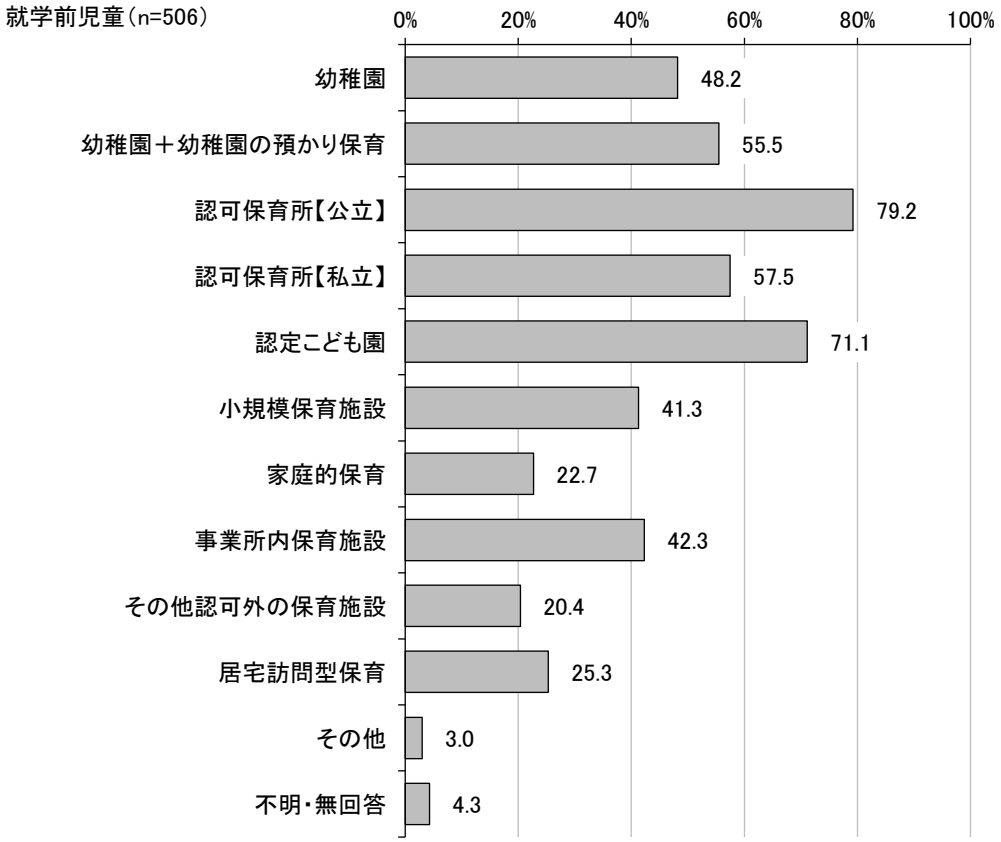

（２)放課後児童クラブの利用について

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについてアンケート調査の結果からみると、就学前児童、小学生いずれも「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」「自宅」「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が高くなっています。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」の利用希望については、小学生は放課後児童クラブを通じた調査となっていることもあり、就学前児童に比べて特に高くなっています。

さらに、高学年時の「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」の利用希望については、就学前児童、小学生ともに、低学年に比べて少なくなっています。

■放課後の過ごし方の希望

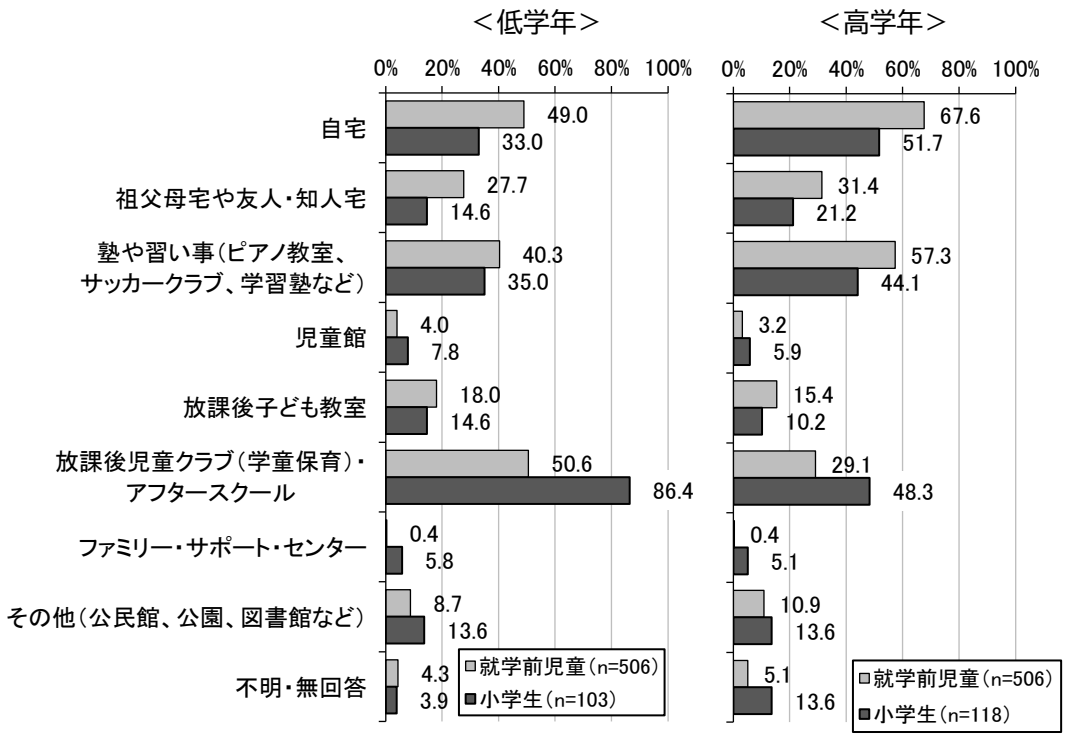

５．施策等の進捗評価

第２期計画の施策は、８つの基本目標のもとに 19 の基本施策、そして 67 事業によって構成されています。

施策の進捗評価の結果として、「目標を達成した」については 20 事業（29.9%）、「推進できた」は 31 事業（46.3%）、「実施中である」は 12 事業（17.9%）、「実施したが見直しが必要」が２事業（3.0%）、「未実施」が２事業（3.0%）、「評価できず」が０事業（0.0%）という進捗評価となりました。

■第２期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標を達成	推進できた	実施中	要見直し	未実施	評価できず
計画全体	67	20	31	12	2	2	0
基本目標１　すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり	4	0	2	0	1	1	0
基本施策１　教育・保育の充実	1	0	0	0	0	1	0
基本施策２　多様な保育サービスの充実	3	0	2	0	1	0	0
基本目標２　安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	6	1	5	0	0	0	0
基本施策１　情報提供・相談体制の充実	3	1	2	0	0	0	0
基本施策２　母と子の健康の支援	3	0	3	0	0	0	0
基本目標３　地域で子どもの成長を育むまちづくり	3	0	1	2	0	0	0
基本施策１　地域での子育て支援の充実	3	0	1	2	0	0	0
基本目標４　ワーク・ライフ・バランスの推進	4	0	2	2	0	0	0
基本施策１　子育て家庭への理解の促進	2	0	0	2	0	0	0
基本施策２　子育ての男女共同参画の推進	2	0	2	0	0	0	0
基本目標５　母子及び乳幼児等の健康の確保	16	6	8	1	1	0	0
基本施策１　子どもや母親の健康の確保の推進	8	3	4	0	1	0	0
基本施策２　思春期保健対策の充実	5	0	4	1	0	0	0
基本施策３　小児医療の充実	3	3	0	0	0	0	0
基本目標６　生きる力を育む教育の推進	14	3	9	2	0	0	0
基本施策１　豊かな心を育む教育の推進	8	0	6	2	0	0	0
基本施策２　児童の健全育成の推進	6	3	3	0	0	0	0

施策名	事業数	目標を達成	推進できた	実施中	要見直し	未実施	評価できず
基本目標７　子育てを支援する生活環境の整備	7	3	2	2	0	0	0
基本施策１　遊び環境の整備	4	2	1	1	0	0	0
基本施策２　子ども等の安全の確保	3	1	1	1	0	0	0
基本目標８　要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進	13	7	2	3	0	1	0
基本施策１　児童虐待防止対策の充実	3	2	0	1	0	0	0
基本施策２　支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	3	1	1	0	0	1	0
基本施策３　ひとり親家庭への支援	3	3	0	0	0	0	0
基本施策４　特別な支援を要する児童生徒への早期対応	3	1	1	1	0	0	0
基本施策５　貧困対策	1	0	0	1	0	0	0

６．子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性

本計画の策定にあたっては、アンケート調査の結果や第２期計画における施策の進捗評価に基づき、５つの課題をあげました。これらの課題を解決するための基本施策を優先的に推進します。

◇課題１　すべての子育て家庭へのきめ細かな支援の充実

半数以上の世帯において、日常的な子育てには父母ともに関わっている実情が、アンケート調査の結果から明らかになりました。女性の社会進出の進展や、男性の育児休業取得の増加が背景にあるものと考えられます。

一方で、本市の人口ピラミッドは、０～４歳人口及び 25～29 歳人口において減少しています。第１子出産時の母親の年齢で多かった子育て世代の一部であるとも考えられます。就学前の「産み、育てる」段階を含め、幅広い子育て世代に選ばれ続けるまちづくりを検討していく必要があります。

子育てに関する悩みや不安については、祖父母等の親族や家族、友人・知人などに相談するなどによって解消されていることがうかがえます。しかし、保護者の抱えるストレスが解消されないまま、その影響が子どもに及んでしまう事象が増えている社会状況への理解も必要です。

さらに、多くの保護者が、親子または子どもが遊べる公園等の施設を求めていることが、今回のアンケート結果から明らかになりましたが、親子ともに日常から距離を置き、リフレッシュすることのできる場が求められていることがうかがえます。

以上のことから、すべての子育て家庭が日々の子育てのなかで不安や負担を抱え込まず、さらに頼れる人のいない人や家庭が地域で孤立することのないよう、それぞれの子育て家庭が安心して子育てできるよう、ニーズに応じた、きめ細かな支援体制を充実させていくことが求められます。

◇課題２　子育て家庭の多様な働き方に対応した子育て支援の充実

就学前児童の母親は９割近くが就労し、その７割が週５日以上の勤務となっており、今後も女性の就業については増加していくものと見込まれます。また、育児休業制度については就学前児童、小学生の母親ともに半数以上が利用しており、就学前児童の父親については 4.2 ポイントの増加となっており、制度の普及がうかがえます。

引き続き、多様な働き方を希望する母親のみならず、コロナ禍を背景に多様化した子育て家庭の働くニーズに応じた、教育・保育サービスを含めた子育て支援サービスの提供体制を検討していく必要があります。

さらに、育児休業を控える保護者を取り巻く就労環境の改善も重要です。５年前のアンケートと比較して、特に父親においては、収入の減少や仕事の忙しさ、育休を取りにくい職場の雰囲気を背景に、その取得を見送っている実情がうかがえます。育児休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた働きかけを企業に対して進めるとともに、父親の育児参加への意識を引き続き高めていく必要があります。

◇課題３　サービス向上をめざした教育・保育施設の整備

就学前児童数については人口推計も含めて減少傾向にありますが、一方の教育・保育施設の利用については、全体として増減を繰り返している実情です。加えて、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は９割を占めており、利用意向については認定こども園の普及に伴った変化がうかがえます。

また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を、より一層充実していく必要があります。

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が変化しているなか、保護者のニーズも多様化とともに変化していくことが考えられるため、市民の利用ニーズに見合った事業体制やサービスの充実について検討する必要があります。

◇課題４　地域による子育て支援のサービス向上

地域の子育て支援拠点施設である「子育て学習・支援センター」については、一定数の利用があります。この事業には子育て支援の相談機能もあり、気軽に相談できる環境が整っていますが、気軽に相談できる相手として、「子育て学習・支援センター（ゆめるんセンター）の職員」、「近所の人」の割合は１割前後となっており、地域とのつながりが必ずしも高いものではない実情がうかがえます。

地域における子育て支援サービスの向上のため、地域で子育て家庭をサポートすべく、関係者の協働によって地域の連携体制を構築するとともに、子どもと保護者がともに安心して地域のサービスを利用できるよう、各主体がそれぞれの役割を担いながら、補い合っていく姿勢が重要です。

また、「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」や「子育て支援ハンドブック」など、認知度が高い一方で利用率が低い事業もあります。利用率向上のために、利用者の視点に立った事業内容であるかを再検討し、事業内容の理解を促すような情報発信のあり方を検討する必要があります。

◇課題５　就学児童（小学生）の放課後の居場所の確保・充実

就学前児童の保護者のなかでも、子どもが小学校就学後の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ（学童保育）・アフタースクール」を希望している人は多くなっており、低学年のうちはその半数が利用を希望しています。

また、放課後児童クラブ等を利用している就学児童の保護者においては、低学年時では約９割の利用希望がありますが、高学年時になると約５割と減少しています。

児童が放課後を過ごすための居場所として、放課後児童クラブ等は一定の役割を担っています。今後は利用ニーズに合わせ、低学年時における学ぶ力等を充実させるとともに、高学年時においても価値ある居場所としてサービスを提供していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

計画の基本理念は、本計画に基づいた子ども・子育て支援施策を推進していくにあたって基本となる考え方です。

第２期計画では、地域全体が若者のチャレンジや子育てをサポートし、彼らの成長・活躍を楽しみながら見守る地域社会であれという願いを込めたものでした。

本計画においても引き続き、子どもならびに子育て家庭が、地域とともに喜びのなかで育ち、そして育ちあうことができるようにという願いを込めて、第２期計画の基本理念を継承します。

■基本理念

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ

少子高齢化や人口減少社会、核家族化の進展と共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化を続けています。

そのなかで、子育てに対する不安感や負担感、孤独感を抱く保護者は増加しており、その影響が子どもにも及んでいることは想像にかたくありません。保護者がパートナーや親族、地域など、広く支えられているという認識のなかで子育てに取り組めるようにすることが、子育て支援に求められています。

子どもがあたたかな家庭で育ち、子どもと子育て家庭を支える地域が育ち、地域をみんなで支え・育てていく。そうした未来には、必ずや喜びに満ちた“南あわじ”が広がっているでしょう。

そうした「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」をめざして、子ども・子育て支援施策を計画的に推進していきます。

２．計画の基本目標

基本理念の実現に向けては５つの基本目標を設定し、総合的に施策を展開します。

>>> 基本目標１　安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

すべての母親が安心して妊娠・出産でき、ゆとりをもって子育てができるよう、適切な子育て情報を市公式ＳＮＳやホームページの活用によって発信強化するとともに、相談体制の充実、母親と子どもの健康の確保に取り組みます。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援によって子育ての不安を軽減するとともに、子どもが健やかに育っていくことができるよう、妊娠･出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、小児医療に取り組みます。

>>> 基本目標２　すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を支える環境づくり

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

さらに、子育て家庭の働く環境が、子ども・子育てに対して理解を深められるとともにその支援が充実したものとなるよう、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた啓発に努めます。

子育て環境の充実はもとより、保護者の望む働く環境との両立ができること、この両輪の推進によって、すべての子どもの健やかな成長と、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

>>> 基本目標３　子どもの笑顔をまんなかに地域で子育てを支えるまちの実現

子どもの笑顔が“まんなか”であることを大切にし、地域ぐるみで子ども・子育てを支えていくまちの実現をめざします。そのためには、地域におけるネットワークの構築や充実、そして拠点や子どもの居場所づくりなど、地域とともに子どもを育てる意識を育むことが重要です。

また、子どもや子育て家庭などが安心して暮らせるよう、合理的配慮も講じながら、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。さらに、子どもを犯罪や交通事故、災害等の被害から守る安全教育・防災教育等の取り組みを、関係機関や地域・学校と連携して推進します。

>>> 基本目標４　学ぶ楽しさと生きる力を育む教育の推進

次代を担う主役である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育む家庭教育、自分の個性や他者を受け入れ認めることで生きていくために必要な力の基礎を養う幼児期の教育・保育、子どもの個性や人格を尊重し確かな学力、豊かな心、健やかな体を持った子どもを育成する学校教育など、教育・保育環境の整備に取り組みます。

また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携のさらなる充実に取り組みます。

小学校・中学校では、一人ひとりが自ら学び続け、これからの時代に求められる資質・能力を身につけることができるようサポートするとともに、子どもたちの居場所がしっかりと確保され、子どもの笑顔や元気で満ち溢れる学校づくりに取り組みます。

学ぶ楽しさを子どもたちに感じてもらうため、遊びの中に学習・体験・スポーツなどのプログラムを取り入れたアフタースクール事業等、さまざまな事業を通じて、子どもたちの積極性や自立性・豊かな人間性・社会性・想像力・コミュニケーション力を育んでいけるよう、地域や家庭と学校が連携して取り組みます。

以上の取り組みを通じて、地域とともに子どもを育てる環境づくりや子どもの社会力、人間力を高め、「学ぶ楽しさ日本一」が実現できる地域をめざします。

>>> 基本目標５　配慮を必要とする子ども・家庭への支援

一人ひとりの子どもの人権が尊重される社会を構築するため、児童虐待の防止対策や、支援の必要な子ども・子育て家庭への支援充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要する子ども・子育て家庭への支援の推進に努めます。

3．施策の体系

＜＜基本理念＞＞

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ

＜＜基本目標＞＞	＜＜基本施策＞＞	＜＜主な施策＞＞
基本目標1 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	**1 情報発信の強化と相談体制の充実**	① 利用者支援事業（基本型・特定型） ② 地域での情報提供・相談事業 ③ 子育て支援ハンドブック
	2 母と子の健康の確保・支援	① 妊婦等包括相談支援事業 ② 妊婦健康診査 ③ 母親学級　…他　９施策
	3 小児医療の充実	① 初期救急医療の充実 ② 小児救急医療体制の整備
基本目標2 すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を支える環境づくり	**1 教育・保育の充実**	① 幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育の充実
	2 多様な保育サービスの充実	① 延長保育事業の実施 ② 一時預かり事業 ③ 病児・病後児保育事業
	3 遊び環境の整備	① 小中学校の運動場・体育館の開放 ② 親子交流・遊び場づくり　…他　２施策
	4 子ども等の安全の確保	① 安全教育の推進 ② 子どもの犯罪被害に対する防犯体制の整備 ③ 防災教育の推進
基本目標3 子どもの笑顔をまんなかに地域で子育てを支えるまちの実現	**1 地域における子育て支援の充実**	① 子ども第三の居場所運営事業 ② こども家庭センターの設置 ③ 地域子育て支援拠点事業（子育て学習・支援センター）　…他　２施策
	2 子育て家庭への理解促進	① 産休・育児休業・退職後の円滑な職場復帰 ② 仕事と生活の調和の啓発
	3 子育ての男女共同参画の推進	① 父親の子育て参加の促進 ② 男女共同参画計画の推進
基本目標4 学ぶ楽しさと生きる力を育む教育の推進	**1 豊かな心を育む教育の推進**	① ブックスタート ② 自然学校　…他　６施策
	2 児童の健全育成の推進	① 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実 ② 放課後子ども教室　…他　３施策
	3 思春期保健対策の充実	① 喫煙・薬物等の乱用防止教育 ② 思春期保健・福祉体験学習　…他　３施策
基本目標5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	**1 児童虐待防止対策の充実**	① 新生児訪問事業 ② 家庭児童相談室の設置 ③ 要保護児童対策地域協議会の設置
	2 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	① 養育支援訪問事業 ② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ③ 巡回相談
	3 ひとり親家庭への支援	① 母子・父子自立支援員の配置 ② ひとり親家庭への経済的支援 ③ ひとり親家庭への就労支援
	4 特別な支援を要する児童生徒への早期対応	① 遊びの教室 ② 障害児福祉計画の推進 ③ あわじ教育相談
	5 貧困対策の推進	① 子どもの貧困対策に係る施策の推進

第 4 章　子育て支援施策の展開

基本目標1　安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

基本施策1　情報発信の強化と相談体制の充実

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、一：評価できず

施策･事業名	内　容	第2期評価	担当課
利用者支援事業（基本型・特定型）	子どもやその保護者等が、ニーズに応じて教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	B	子育てゆめるん課
地域での情報提供・相談事業	地域子育て支援拠点事業の出前ひろばや、子育て支援コンシェルジュが地域に出向くことにより、子どもやその保護者のより身近な場所で気軽に相談・助言・情報提供等を行います。 また、「はじめまして パパ＆ママ講座」や乳幼児健康診査時等においても、保健師等が情報提供、相談支援を行います。	B	子育てゆめるん課 健康課
子育て支援ハンドブック	子育てに関する支援事業や、市独自の子育て支援事業について情報発信し、より見やすく、わかりやすい表現で子育て支援事業の啓発を行います。	A	子育てゆめるん課

基本施策2　母と子の健康の確保・支援

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、―：評価できず

施策・事業名	内　容	第2期評価	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して、面談等により保健師等が専門的な見地から、情報提供や相談支援を行います。こども家庭センター（後述）の母子保健機能として実施します。	新規	健康課
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として妊娠期間中の適時に必要に応じた、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を医療機関等で受けるための費用を助成します。	B	健康課
母親学級	同じ立場の妊婦同士の交流や、沐浴などの実演を通じて、知識・情報の整理・再確認を行うことを目的に前期・後期のコースに分けた教室を開催します。	B	健康課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	B	健康課
産後ケア事業	安心して子育てができるよう、産後の母子に宿泊・通所や訪問により、助産師などが心身のケアや育児などのきめ細かいサポートを行います。	―	健康課
予防接種	乳幼児の感染症を予防することを目的に、対象者へ予防接種予診票を発行します。接種率が低くなっている場合は、接種勧奨も行います。	B	健康課
乳幼児健康診査	乳幼児の発育、栄養状態、運動機能、精神の状況を観察し、心身障害の早期発見に努め、より健やかな発達を促すことを目的に、毎月実施します。また、未受診者に対して電話での受診勧奨や家庭訪問等を行います。	A	健康課
育児相談	乳幼児の発育栄養状態、運動機能、精神発達状況等の確認と相談により、健やかな発達を促すことを目的に育児相談を実施します。	A	健康課
歯科健診	１歳６か月・３歳児健診時に歯科健診を、２歳児歯科健診・２歳９か月・３歳３か月児にフッ素塗布を行います。	B	健康課

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
家庭療育支援講座（ペアレントトレーニング）	親子の信頼関係を高め、子ども自身が適切な社会スキルを身につけることができるよう、市民向け講座の開催を検討します。	D	健康課
食育講座 赤ちゃん栄養サロン	乳児期の発育栄養状態等の確認と相談、離乳食実演を通じて良い食習慣の形成、発達を促すことを目的に毎月１回実施します。	A	健康課
食育推進計画の推進	令和７（2025）年度に「健康増進計画及び食育推進計画（第３次）」を策定し、市民の健康づくりと食育に一体的・計画的に取り組みます。	B	健康課

基本施策3　小児医療の充実

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
初期救急医療の充実	病院輪番制により平日夜間救急入院患者用ベッドを確保し、緊急時の医療体制を確保します。土・日、祝日・お盆期間・年末年始は、休日応急診療所にて診療を実施します。近隣地域の病院等からの支援を受けながら、初期救急医療体制の維持に努めます。	A	健康課
小児救急医療体制の整備	平日夜間は子どもの突発的な体調の異変に対し、電話での聞き取りをもとに、診療が必要と判断した場合は当番医の診療が受けられる小児救急診療を実施します。休日･祝日･年末年始は、洲本市応急診療所にて小児救急診療を実施します。	A	健康課

基本目標２　すべての子どもの健やかな成長と子育て家庭を支える環境づくり

基本施策１　教育・保育の充実

主な施策 >>>

【評価基準】Ａ：目標達成、Ｂ：推進できた、Ｃ：実施中、Ｄ：見直し、Ｅ：未実施、―：評価できず

施策・事業名	内　容	第2期評価	担当課
幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育の充実	民営化を含めた統廃合や、幼保一元化の計画的な推進に努め、効率的な運営を行うことで、保育サービスの充実を図ります。 また、第三者評価制度を活用し、サービスの向上に努めます。	E	子育てゆめるん課

基本施策２　多様な保育サービスの充実

主な施策 >>>

施策・事業名	内　容	第2期評価	担当課
延長保育事業の実施	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。ニーズを勘案しながら利用施設を調整し、国の標準時間に変更することを検討していきます。	D	子育てゆめるん課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター、平日一時預かり事業所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。	B	子育てゆめるん課
病児・病後児保育事業	病気の回復期にある児童を、病後児保育対応型施設において一時的にお預かりします。	B	子育てゆめるん課

基本施策3　遊び環境の整備

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
小中学校の運動場・体育館の開放	学校教育に支障のない範囲内で、市民に市内小中学校施設を開放します。	A	スポーツ青少年課
親子交流・遊び場づくり	学校行事、社会体育活動、地域行事に支障のない範囲で市内小学校の校庭・遊具を開放します。 また、子育て学習・支援センターの園庭開放や、商業施設に遊び場、地区公民館にキッズスペースを設置しています。地域の交流の場となるよう、遊び場の情報発信を図ります。	A	スポーツ青少年課 子育てゆめるん課 社会教育課
保育所等の園庭開放	公立保育所（園）等において、毎週火曜日、午前 10 時～11 時 30 分の間、未就園児と保護者に向けた園庭開放を実施しています。	B	子育てゆめるん課
公園の利用促進	子どもの遊び場、高齢者等の健康増進の場、地域交流の場等としての公園利用を促進します。また、地域住民の緊急避難場所としての活用など、多様な利用促進を図ります。	C	都市政策課

基本施策4　子ども等の安全の確保

主な施策 >>>

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
安全教育の推進	各学校園や地域における、緊急時の安全体制の確認と徹底を進めます。特に通学路の安全確保に向けて確認・点検を行い、関係機関等と連携した対策を行います。	B	子育てゆめるん課 学校教育課
子どもの犯罪被害に対する防犯体制の整備	青少年補導委員が、１年を通して少年非行・犯罪被害防止のために、街頭補導活動を行います。また、地域の活動として、登下校時等に子どもへの声かけをするなど、地域全体で積極的に子どもの見守り活動の促進を図ります。	A	スポーツ青少年課

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
防災教育の推進	地震や台風などの災害時に備え、「自らの命を守り抜く主体的な態度」と「安全、安心な社会づくりに貢献する意識」などの「生きる力」を育てるため、児童・生徒、地域や関係機関と連携し、防災教育の取り組みを積極的に行います。	B	子育てゆめるん課 学校教育課

基本目標３　子どもの笑顔をまんなかに地域で子育てを支えるまちの実現

基本施策１　地域における子育て支援の充実

主な施策 >>>

【評価基準】Ａ：目標達成、Ｂ：推進できた、Ｃ：実施中、Ｄ：見直し、Ｅ：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
子ども第三の居場所運営事業	不登校など、養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行います。	新規	学校教育課
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、妊娠・出産・子育て期に関するさまざまな悩みごとについて、母子保健・児童福祉が一体的な支援を行います。子育て世代包括支援センターの機能を引き継ぎ実施します。	新規	健康課
地域子育て支援拠点事業（子育て学習・支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、安心して、心豊かに子育てが楽しめるよう、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	Ｂ	子育てゆめるん課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や就学前の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行います。 また、ニーズに応じた援助活動の拡大を図ります。	Ｃ	子育てゆめるん課
子育て応援優待カード（ゆめるんカード）事業	未来の南あわじ市を担う子どもたちを養育する家庭を地域全体で支えることを目的として、高校生年代までの子どもを１人以上養育している家庭に対して「ゆめるんカード」を発行します。 また、提示するとさまざまな特典を受けることができる市内協賛店の増加と、サービスの周知を図ります。	Ｃ	子育てゆめるん課

基本施策2　子育て家庭への理解促進

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内　容	第2期評価	担当課
産休・育児休業・退職後の円滑な職場復帰	出産や育児等により離職した再就職希望者が、自分に合った仕事に就くことができるよう、再就職に向けた支援を検討していきます。	C	ふるさと創生課 子育てゆめるん課
仕事と生活の調和の啓発	子育てに関する課題の共有、先進事例の調査や情報交換を行うとともに、今後の取り組みを協議・実践する共同体「子育て応援コンソーシアム」を通して、子育ての喜びが見えるまちの環境づくりに取り組みます。	C	ふるさと創生課 子育てゆめるん課

基本施策3　子育ての男女共同参画の推進

主な施策 >>>

施策･事業名	内　容	第2期評価	担当課
父親の子育て参加の促進	子育て学習・支援センターと連携して「イクメンファミリーデー」を引き続き開催するとともに、運動会の実施や土日開放日を設けるなど、家族みんなで楽しむことができるイベントの企画・実施に努めます。	B	ふるさと創生課 子育てゆめるん課
男女共同参画計画の推進	男女がともに希望を持ち、活躍できるまちをめざして、男女共同参画計画に基づいた計画的な取り組みを推進し、「すべての人がもっともっと活躍するまち」の実現に取り組みます。	B	ふるさと創生課 子育てゆめるん課

基本目標４　学ぶ楽しさと生きる力を育む教育の推進

基本施策１　豊かな心を育む教育の推進

主な施策 >>>

【評価基準】Ａ：目標達成、Ｂ：推進できた、Ｃ：実施中、Ｄ：見直し、Ｅ：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
ブックスタート	乳幼児健康診査（４か月健診）実施時に、赤ちゃんと絵本を通して楽しさと喜びを分かち合う事業を年 12 回実施しています。ボランティアとともに読み聞かせの実践と絵本のプレゼントを行います。 また、ブックスタートのフォローアップに向けて、関係課との連携強化により、図書館来館を推進していきます。	Ｂ	市立図書館 子育てゆめるん課 学校教育課
自然学校	豊かな自然の中で、児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることを通し、児童の主体性を育むプログラムを計画・実施します。	Ｃ	学校教育課
トライやる･ウィーク	しっかりとした勤労観、職業観の形成や、これから直面するであろうさまざまな課題に、柔軟かつたくましく対応する力を身につけていくための体験活動を行います。	Ｂ	学校教育課
総合的な学習	ふるさと南あわじ市を愛し、社会に力強く活躍できるコミュニケーション能力の育成を目標に、カリキュラムの編成を行います。	Ｂ	学校教育課
環境体験学習	学校や地域、児童の実態に合わせたテーマを設定し、子どもたちが主体的に取り組み、命の営みやつながり、命の大切さを実感させるプログラムを実施します。	Ｃ	学校教育課
心の教育の推進	小中学校において、ストレスマネジメント等の児童生徒対象教育プログラムを実施します。また、教職員対象のカウンセリングマインド研修や、道徳科の授業力向上研修を行います。	Ｂ	学校教育課
子育てに関する小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携	小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との交流活動を通して、相互連携を深めながら、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成を行います。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むため、合同研修会を実施し、情報交換や幼児期の教育課題及び教育の方向性を協議することで連携を強化します。	Ｂ	子育てゆめるん課 学校教育課

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
特別支援教育	特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて、特別支援教育支援員を利用したインクルーシブ教育や、通級指導による個別支援教育を行います。	B	学校教育課

基本施策2　児童の健全育成の推進

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休暇などに小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として市内全小学校区で開設し、児童の健全な育成を図ります。	A	スポーツ青少年課
放課後子ども教室	放課後において、地域の方の協力を得ながら、手作り体験など遊びの場として、市内2か所（志知・沼島）で放課後子ども教室を実施します。	B	スポーツ青少年課
青少年健全育成組織等への支援	「南あわじ市子ども会育成連絡協議会」への補助金交付等地域の子どもたちの健全育成活動を支援します。	B	スポーツ青少年課
アフタースクール	安心安全な環境を確保するとともに、地域の人材を活用しながら、遊びの中に学習・体験・スポーツ・文化等の各種体験プログラムを取り入れ、自由な空間の中で子どもたち自身が自ら選択し、興味・関心や夢を持ち、なりたい自分を見つけることができる居場所を提供し「学ぶ楽しさ日本一」の実現をめざします。	A	スポーツ青少年課
わんぱく塾	夏休み中などに地域の方の協力を得ながら、自然体験や手作り体験の場を提供して、子どもたちと地域がふれあう機会を創出することにより、郷土愛を育むことのできるプログラムを実施します。	―	社会教育課

基本施策3　思春期保健対策の充実

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、一：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
喫煙・薬物等の乱用防止教育	小中学校で薬物乱用防止教室を開催します。喫煙防止対策については、全校において敷地内禁煙を実施するとともに、全校に対して意識向上のリーフレットを配布し、薬物乱用防止・喫煙教育を推進します。	B	学校教育課
思春期保健･福祉体験学習	思春期保健については、保健体育の授業ですべての児童・生徒が学習します。福祉体験学習については、社会福祉協議会や地域の講師を招いて、実際に車いす体験、点字、手話、老人疑似体験など通して、相手を思いやる声のかけ方、介助の仕方を学びます。	B	学校教育課
青少年なんでも相談室	いじめ、不登校に限らず教育に関する様々な問題を抱えている保護者や児童・生徒に対して悩み相談を行います。必要に応じて、より適切な機関の紹介を行います。	B	スポーツ青少年課
スクールカウンセラー･スクールソーシャルワーカーによる相談	市内中学校を拠点校として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携校を含めて市内全校に対応します。	B	学校教育課
適応教室	緑・西淡・三原・南淡地区に４教室を開設し、不登校児童・生徒への心のケアや学習支援を行います。	C	学校教育課

基本目標５　配慮を必要とする子ども・家庭への支援

基本施策１　児童虐待防止対策の充実

主な施策 >>>

【評価基準】Ａ：目標達成、Ｂ：推進できた、Ｃ：実施中、Ｄ：見直し、Ｅ：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内　容	第2期評価	担当課
新生児訪問事業	対象児が生後 28 日を迎えるまでの間に保健師がその世帯を訪問し、発育状況等のチェックや育児に関する相談を行います。	C	健康課
家庭児童相談室の設置	市役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭における児童の養育や福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が家庭児童問題の相談に応じます。また、継続的な相談支援体制の推進に取り組みます。	A	健康課
要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待防止、予防、早期発見のため、要保護児童対策協議会を開催し、関係機関との連携強化を図っていくとともに、要保護児童家庭への訪問、相談、指導を行います。	A	健康課

基本施策２　支援の必要な子ども･子育て家庭への支援の充実

主な施策 >>>

施策･事業名	内　容	第2期評価	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を行います。	E	健康課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行います。また、島外における受入施設のさらなる拡充を図り、受入体制を強化していきます。	A	健康課

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
巡回相談	市内公立・私立保育所（園）、幼稚園、こども園に在籍する、特別な支援を要する子ども、要保護児童の担当職員及び保護者に対して、子どもがより豊かなに集団生活を送れるようになることをめざして、子どもへの関わり方等を臨床心理士等が助言します。	B	健康課

基本施策3　ひとり親家庭への支援

主な施策 >>>

【評価基準】A：目標達成、B：推進できた、C：実施中、D：見直し、E：未実施、一：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
母子･父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等への訪問面接や窓口相談、及び電話相談など、自立に向けて必要な情報提供や相談等の支援を行います。	A	健康課
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付など、ひとり親家庭に対して経済的な支援を行います。	A	子育てゆめるん課
ひとり親家庭への就労支援	福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親家庭の就業促進を支援します。 また、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策に取り組みます。	A	子育てゆめるん課

基本施策4　特別な支援を要する児童生徒への早期対応

主な施策 >>>

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
遊びの教室	１歳６か月児健診や３歳児健診等で心理面の支援が必要な子どもと家族を対象に、個別相談・スキンシップや感覚統合に役立つ遊びを取り入れた親子教室を実施します。	A	健康課

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
障害児福祉計画の推進	障害のある児童のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害者計画及び障害児福祉計画に基づき、切れ目ない相談支援体制の整備を中心とした各種サービスの充実を図ります。	C	福祉課
あわじ教育相談	特別な支援が必要な児童生徒を対象に、相談員が日頃の生活や学習、進路の相談・指導の支援等を行います。	B	学校教育課

基本施策５　貧困対策の推進

主な施策 >>>

【評価基準】Ａ：目標達成、Ｂ：推進できた、Ｃ：実施中、Ｄ：見直し、Ｅ：未実施、―：評価できず

施策･事業名	内 容	第2期評価	担当課
子どもの貧困対策に係る施策の推進	子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、子どもの貧困対策の推進を図ります。	C	福祉課

第 5 章　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1．認定区分

子ども・子育て支援法では、市町村が保育の必要性を３つの区分に認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっています。認定の区分は下記のとおりとなります。

３つの認定区分

１号認定	・**満３歳以上**で、学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた子ども 【幼稚園、認定こども園】
２号認定	・**満３歳以上**で、保育の必要性の認定を受けた子ども ・２号（教育）：保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども ・２号（保育）：保育を必要とする子ども 【幼稚園、保育所、認定こども園】
３号認定	・**満３歳未満**で、保育の必要性の認定を受けた子ども 【幼稚園、保育所、認定こども園】

2．教育・保育の提供区域

本市における教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案して、全市を１区域として定めます。放課後児童クラブについては、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区を教育・保育提供区域として定めます。

（１）教育・保育

区域の設定	
教育・保育給付（施設、地域型保育事業）	１区域

（２）地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	
① 利用者支援事業	１区域
② 延長保育事業（時間外保育事業）	１区域
③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	１区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	１区域
⑥ 養育支援訪問事業	１区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	１区域
⑧ 一時預かり事業	１区域
⑨ 病児・病後児保育事業	１区域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	１区域
⑪ 妊婦等包括相談支援事業	１区域
⑫ 妊婦健康診査	１区域
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	１区域
⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	１区域
⑮ 産後ケア事業	１区域
⑯ 子育て世帯訪問支援事業	１区域
⑰ 児童育成支援拠点事業	１区域
⑱ 親子関係形成支援事業	１区域
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	１区域

３．教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。本市では、子どもの健全な心身の発達と、入所する子どもの最善の利益を考慮しつつ、家庭との緊密な連携のもと、子どもの発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に提供する教育・保育環境のさらなる充実を図っていきます。

令和元（2019）年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所、幼稚園、認定こども園への教育・保育サービスのニーズや期待は、今後さらに大きくなっていきます。本市では無償化を先行実施している経緯もあり、３～５歳児童全員の教育・保育事業の利用が見込まれています。一方で、今後は対象となる児童数の減少が予測されることから、既存施設の老朽化対策を進めながら、施設の有効利用と適正規模での運営が図れるよう、計画的な施設整備のあり方を検討しつつ、教育・保育環境の充実化に取り組んでいきます。

以上のような考えのもと、教育・保育の一体的な提供をさらに充実させるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、市内のすべての子どもが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても検討していきます。

４．教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

（１）教育施設（幼稚園及び認定こども園）

【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。

【現　状】

市内には幼稚園が４園（公立３園※、私立１園）、認定こども園が５園（公立２園、私立３園）あり、令和５（2023）年度の児童数は 69 人となっています。

■教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	幼稚園	4	4	4	4	4
	認定こども園	5	5	5	5	5
児童数（人）	１号	31	9	14	12	23
	２号（教育）	78	83	68	57	64
利用定員		124	127	124	127	127

【量の見込みの算定の考え方】

１号認定については、国の算出方法に基づき、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果で算出された利用意向率から推計人口を乗じて算出した値とします。

ただ、利用意向率から算出した値は、２号認定（教育）を希望する人が含まれていると考えられ、２号認定（教育）の算出結果を差し引いて１号認定の量の見込みとし、２号認定（教育）は幼稚園の教育・保育の提供体制の確保分とします。

※公立３園のうち、津井幼稚園は令和５（2023）年度から休園中となっています。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	合　計	107	94	84	76	71
	１号	64	57	50	46	43
	２号（教育）	43	38	34	31	28
②確保方策（人）	合　計	127	127	127	127	127
	教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）	64	64	64	64	64
	新制度に移行しない幼稚園	13	13	13	13	13
	幼稚園の預かり保育	50	50	50	50	50
②―①		0	0	0	0	0
利用定員		127	127	127	127	127

【今後の取り組み】

現状において提供体制を確保できており、また、人口減に伴う児童数の見込みが減少していることから、既存の幼稚園４園、認定こども園５園の９か所の統廃合を進めながら提供体制を確保します。

保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、すべての子どもたちが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。

さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な教育・保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても検討していきます。

（２)保育施設(保育所及び認定こども園）

【事業内容】

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

【現 状】

市内には保育所（園）が９園（公立９園）、認定こども園が５園（公立２園、私立３園）、小規模保育所が２か所、事業所内保育所が２か所あり、令和５（2023）年度の児童数は 1,182 人となっています。

■保育施設（保育所、認定こども園）の利用状況の推移】

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	合　計	17	17	17	17	17
	保育所（園）	9	9	9	9	9
	認定こども園	5	5	5	5	5
	小規模保育所	1	1	1	2	2
	事業所内保育所	2	2	2	2	2
児童数（人）	合　計	1,382	1,311	1,253	1,182	1,078
	２号（保育）	1,028	975	898	836	794
	３号（０歳）	54	60	52	49	15
	３号（１・２歳）	300	276	303	297	269
利用定員		1,424	1,407	1,417	1,394	1,384

【量の見込みの算定の考え方】

３号認定（０歳児）については、国の算出方法に基づき、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査も参考に、利用実績から利用率を算出し、その伸びを踏まえ（R3～R5 の回帰直線）、推計人口に乗じて算出した値とします。

３号認定（１、２歳児）及び２号認定については、国の算出方法に基づき、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査も参考に、利用実績から利用率を算出し、第２期計画からの利用率の伸びを踏まえ、その値を乗じて算出した値とします。

■量の見込みと確保の内容

推計値			令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	合　計		1,040	951	876	818	776
	２号（保育）		739	657	590	539	506
	３号（０歳）		42	39	37	35	32
	３号（１歳）		110	108	107	106	103
	３号（２歳）		149	147	142	138	135
②確保方策（人）	合　計		1,377	1,377	1,377	1,377	1,377
	教育・保育施設（保育所、認定こども園）		1,333	1,333	1,333	1,333	1,333
		２号（保育）	968	968	968	968	968
		３号（０歳）	54	54	54	54	54
		３号（１歳）	127	127	127	127	127
		３号（２歳）	184	184	184	184	184
	地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）		44	44	44	44	44
		２号（保育）	3	3	3	3	3
		３号（０歳）	11	11	11	11	11
		３号（１歳）	15	15	15	15	15
		３号（２歳）	15	15	15	15	15
②―①			0	0	0	0	0
利用定員			1,377	1,377	1,377	1,377	1,377

【今後の取り組み】

現状において提供体制を確保できており、既存の保育所、認定こども園等の 17 か所における提供体制を確保します。

引き続き、「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」の提言による、保育所の施設整備や保育サービスの向上、施設運営の効率化の実現に向けて、保育施設の老朽化対策、既存施設の有効利用と適正規模での運営が図られるよう、認定こども園への移行などを視野に入れながら、計画的な施設整備のあり方を検討していきます。

さらに、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても検討していきます。

５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

（１）利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者または妊娠している人の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用するための情報提供、及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、こども家庭センター型は、子どもや妊産婦の母子保健機能や児童相談（児童虐待）や女性相談、ひとり親家庭相談といった児童福祉機能を連携させることで、すべての妊産婦・子育て家庭について総合的に支援します。

【現　状】

地域子育て支援拠点（子育て学習・支援センター）において、基本型として事業を行っており、「子育て支援コンシェルジュ」を２名配置しています。

また、特定型としては、子育てゆめるん課に「子育て支援コンシェルジュ」を１名配置して実施しているとともに、健康課において母子保健型の事業を実施しています。

■利用者支援事業の実施か所の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
か所数（か所）	合　計	3	3	3	3	3
	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

【量の見込みの算定の考え方】

基本型として地域子育て支援拠点（子育て学習・支援センター）に１か所、特定型として子育てゆめるん課に１か所を量の見込みとします。

加えて、現行の母子保健型としての１か所については健康課において実施するとともに、その機能を引き継ぎ、令和６（2024）年度にこども家庭センター型に移行しました。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（か所）	か所数	3	3	3	3	3
②確保方策（か所）	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

基本型については、地域子育て支援拠点（子育て学習・支援センター）に子育て支援コンシェルジュを配置し、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等、及び関係機関との連絡調整を実施します。

特定型については、市役所本庁舎Ⅰ階の「子育てゆめるん課」を窓口として、教育・保育に関する相談に応じるとともに、ニーズに合った教育・保育のサービスの提供を行います。

こども家庭センター型については、市役所本庁舎Ⅰ階の健康課内に設置する子育て世代包括支援センター（母子保健型）の機能を引き継いで、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目のない一体的な支援を行います。

（２）延長保育事業（０～５歳）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現　状】

２か所の保育施設（市、神代）で実施しています。令和５（2023）年度において、延べ利用者数は 101 人となっています。

■延長保育事業の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	合　計	2	2	2	2	2
	保育所	1	1	1	1	1
	認定こども園	1	1	1	1	1
児童数（人）	合　計	109	145	86	101	98
	２号（保育）	31	118	83	44	59
	３号（保育）	78	27	3	57	39

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績から利用率を算出し、第２期計画からの利用率の伸びを踏まえながら、その値を推計人口に乗じた値とします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	合　計	136	126	117	110	106
	２号（保育）	94	87	81	77	74
	３号（保育）	42	39	36	34	31
②確保方策（人）	延長保育事業	136	126	117	110	106
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

市内２か所の保育施設で実施している現状ですが、利用者数については増減を繰り返しながら推移しています。しかしながら、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、提供体制の確保、提供時間等を検討する必要があります。

（３)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、放課後の生活の場や遊びの場として児童の健全な育成を図る事業です。

【現 状】

小学１～６年生を対象に、市内 13 か所で開設しており、沼島校区を除く 14 小学校区を対象として実施（「志知校区」は送迎型として、「湊学童保育所」で受け入れ）しています。令和５（2023）年度の登録児童数は 360 人（定員 365 人）となっています。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
対象校区		14	14	14	14	14
利用児童数（人）	合　計	342	351	351	360	387
	１年生	130	159	135	154	135
	２年生	93	104	121	103	120
	３年生	76	50	55	83	83
	４年生	38	28	24	13	37
	５年生	4	9	10	4	9
	６年生	0	1	5	2	5

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、実情からかけ離れた値であるため、第２期の利用実績の合計から利用率を算出し、その最大値を１～６年生の合計に乗じるとともに、その合計を各年度における推計人口で割り戻しています。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	合　計	329	320	301	278	251
	１年生	46	46	41	36	31
	２年生	50	45	45	41	36
	３年生	59	50	45	45	41
	４年生	59	59	51	46	46
	５年生	60	60	59	51	46
	６年生	55	60	60	59	51
②確保方策（人）	合　計	329	320	301	278	251
	１年生	46	46	41	36	31
	２年生	50	45	45	41	36
	３年生	59	50	45	45	41
	４年生	59	59	51	46	46
	５年生	60	60	59	51	46
	６年生	55	60	60	59	51
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

核家族化の進展や、就学児童を持つ女性における就業率の上昇による共働き家庭の増加といった社会状況の変化に伴う利用児童の増加に対応できるよう、各施設の面積や人員配置等の基準を踏まえながら弾力的に運用し、各学校との連携協力体制の強化や近隣公共施設等との調整を行いながら、受入れ体制を整備していきます。

また、国の指針及び放課後児童対策パッケージの施策に基づき、放課後子ども教室との校内交流型事業（アフタースクール事業）の実施に向けた安心安全な環境づくりと体験プログラムの充実に努めていきます。

■量の見込みと確保の内容（小学校区別）

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
広　田	①量の見込み	36	35	33	30	28
	②確保方策	40	40	40	40	40
	②―①	0	0	0	0	0
倭　文	①量の見込み	18	18	16	15	14
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②―①	0	0	0	0	0
湊（志知の送迎型を含む）	①量の見込み	23	22	21	19	17
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②―①	0	0	0	0	0
辰　美	①量の見込み	23	22	21	19	17
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②―①	0	0	0	0	0
松　帆	①量の見込み	23	22	21	19	17
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②―①	0	0	0	0	0
榎　列	①量の見込み	27	26	25	23	21
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②―①	0	0	0	0	0
八　木	①量の見込み	27	26	25	23	21
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②―①	0	0	0	0	0
市	①量の見込み	57	55	54	51	43
	②確保方策	65	65	65	65	65
	②―①	0	0	0	0	0
神　代	①量の見込み	18	18	16	15	14
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②―①	0	0	0	0	0
福　良	①量の見込み	18	18	16	15	14
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②―①	0	0	0	0	0
賀　集	①量の見込み	18	18	16	15	14
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②―①	0	0	0	0	0
北阿万	①量の見込み	23	22	21	19	17
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②―①	0	0	0	0	0
阿　万	①量の見込み	18	18	16	15	14
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②―①	0	0	0	0	0
沼　島	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保方策	0	0	0	0	0
	②―①	0	0	0	0	0
量の見込み合計		329	320	301	278	251
定　員		365	365	365	365	365

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【現 状】

６か所の施設において、ショートステイの受入れを実施しています。利用者数は、令和４（2022）年度は７人日、令和５（2023）年度は６人日となっています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	5	5	6	6	6
利用児童数（人日）	0	14	7	6	14

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績を踏まえながら、その最大値を踏まえた値とします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）		15	15	15	15	15
②確保方策（人日）	子育て短期支援事業	15	15	15	15	15
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

本事業は年間の利用者は少ないものの、育児不安等を抱える家庭への支援、ＤＶ（家庭内暴力）被害による緊急一時保護の側面が強いことから継続して実施していきます。

また、施設が満員で利用できないこともあるため、引き続き受入れ可能施設の拡大や、既存施設との連携強化に努めていきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現 状】

令和５（2023）年度における訪問家庭数は 181 件で、訪問率は 98.9%となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
対象人数（人）	297	207	224	181	172
訪問人数（人）	286	200	221	179	170
訪問率（%）	96.3	96.6	98.7	98.9	98.8

【量の見込みの算定の考え方】

本事業は全戸訪問事業であり、訪問数 100%をめざすものであることから、翌年の０歳人口を量の見込みとします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）		163	152	143	132	122
②確保方策（人）	乳児家庭全戸訪問事業	163	152	143	132	122
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

本事業は全戸訪問事業であり、訪問数は各年度の人口推計値をニーズ量として、100%の訪問率を想定して提供体制を確保します。

訪問をきっかけにして、育児不安のある親の支援を個別に行っていますが、今後は市役所本庁舎１階の健康課内に設置する「こども家庭センター」とも連携しながら、妊娠期から子育て期までの母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。

（６）養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【現 状】

本市では、乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要な家庭を再度訪問することで養育支援訪問を実施していますが、実績はなく、巡回相談として子どもの養育、発達等に係るさまざまな相談に対して、家庭児童相談員、臨床心理士、保健師がチームとなって市内の保育施設等を巡回し、保護者及び子どもと面談を通して助言及び指導等を行っています。

また、児童虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの支援が重要であることから、家庭児童相談員が要保護児童家庭への訪問、相談、指導等を行っています。

■養育支援訪問事業の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
養育支援訪問事業（人）		0	0	0	0	0
巡回相談	延べ訪問施設数（か所）	39	26	43	39	20
	延べ相談件数（件）	152	88	140	132	80
家庭児童相談	延べ訪問調査件数（件）	465	224	352	261	100
	延べ相談件数（件）	1,624	993	1,168	984	1,000

【量の見込みの算定の考え方】

現状は実績がないものの、乳児家庭全戸訪問事業において支援が必要な家庭に再度訪問した件数のうち、養育支援が必要な家庭を訪問した件数として、令和６（2024）年度の計画値の５人を量の見込みとします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）		5	5	5	5	5
②確保方策（人）	養育支援訪問事業	5	5	5	5	5
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

養育が困難な家庭を早期に発見し支援することが大切であるため、養育支援の必要な家庭への訪問は必須であるという考えのもと、対象家庭への提供体制を確保するとともに、巡回相談として市内の保育施設等を巡回し、保護者及び子どもと面談を通して助言及び指導等を行っていきます。

また、虐待防止・予防、早期発見のため、要保護児童対策地域協議会等の開催により関係機関との連携強化を図っていくとともに、要保護児童家庭への訪問、相談、指導等を行っていきます。

（７)地域子育て支援拠点事業(０～２歳）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

地域子育て支援拠点として、子育て学習・支援センターを開設しています。０～２歳児の登録者数をみると、令和５（2023）年度で 301 人となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
登録人数（人）	合　計	355	321	336	375	338
	０～２歳	280	253	263	301	269
	３～５歳	75	68	73	74	69
利用者数（人日）	合　計	7,560	6,943	8,026	6,396	6,483
	０～２歳	5,963	5,472	6,282	5,133	4,986
	３～５歳	1,597	1,471	1,744	1,263	1,497

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出すると実情からかけ離れた値が算出されるため、利用実績をもとに０～２歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）		5,133	4,776	4,447	4,136	3,845
②確保方策（人日）	０～２歳	5,133	4,776	4,447	4,136	3,845
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子育て学習・支援センター（１か所）において提供体制を確保します。

子育て学習・支援センターの活動を通じて、地域で活躍していただけるボランティアを育成し、地域全体で、すべての子ども・子育てを見守り、支え合うことができるよう、地域のなかに子育て家庭のサポートができる体制の仕組みづくりに取り組みます。

また、子育て学習・支援センター等で実施している活動について、広報、ホームページ等に掲載するとともに、子育て支援の総合的な拠点に発展させていくことに努めます。

（８）一時預かり事業（０～５歳）

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、次の２種類があります。

（８）－ ① 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（３～５歳）

（８）－ ② 保育所等における一時預かり（０～５歳）

（幼稚園型、ファミリー・サポート・センターを除く）

（８）―① 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（３～５歳）

【現 状】

公立幼稚園２園、公立認定こども園１園、私立認定こども園・私立幼稚園１園で実施しており、大部分の園児が平日、定期的に利用しています。令和５（2023）年度の延べ利用者数は 9,586 人日となっています。

■幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり事業の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	6	6	6	5	5
利用児童数（人日）	18,547	15,831	12,686	9,586	11,595

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出すると実情からかけ離れた値が算出されるため、利用実績をもとに利用率を算出し、その最大値に、推計人口を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）		10,219	9,026	8,029	7,265	6,771
②確保方策（人日）	一時預かり事業	10,219	9,026	8,029	7,265	6,771
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

幼稚園等における一時預かり事業（幼稚園型）について、多様化する保護者のニーズに対応した提供体制の確保に向けて取り組んでいきます。

（８）―② 保育所等における一時預かり（０～５歳）（幼稚園型を除く）

【現 状】

公立認定こども園１園、私立認定こども園１園で実施しており、令和５（2023）年度の延べ利用者数は 479 人日となっています。

■保育所等における一時預かり事業の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
施設数（か所）	2	2	2	2	2
利用児童数（人日）	550	1,311	483	479	556

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出すると実情からかけ離れた値が算出されるため、利用実績をもとに利用率を算出し、その最大値に、推計人口を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値			令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）			574	518	471	432	402
②確保方策（人日）	一時預かり事業		574	518	471	432	402
		幼稚園型以外	522	469	426	389	361
		子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	52	49	45	43	41
②―①			0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

既存の認定こども園において提供体制を確保します。また、両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消等の理由などに対応した一時的な保育の支援充実に取り組んでいきます。

（９）病児・病後児保育事業（０～５歳）

【事業内容】

子どもが病中あるいは病気の回復期にあって、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に看護師等を配置した専用施設内で子どもを預かる事業です。

【現　状】

本市では、令和２（2020）年度から病後児対応として、市こども園で実施しています。利用実績は令和４（2022）年度、令和５（2023）年度においては利用がなく、令和６（2024）年度で３人日（見込み）の状況となっています。

■病児・病後児保育事業（病後児）の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
利用児童数（人日）	1	4	0	0	3

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績の推移を踏まえつつ、令和３（2021）年度における実績を参考に量の見込みとします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）		5	5	5	5	5
②確保方策（人日）	病児・病後児保育事業（病後児）	5	5	5	5	5
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

通所している園児の、病気回復期で集団生活が困難な時期における、一時的な保育のニーズに対応します。病児保育については開設する予定はありませんが、今後も需要の動向を把握し、事業の検討を行っていきます。

（10）ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【現　状】

子育て学習・支援センター内に南あわじ市ファミリー・サポート・センターを開設し、幼児を対象にした相互援助活動を実施しており、令和５（2023）年度の延べ利用者数は 38 人日となっています。なお、小学生を対象にした相互援助活動は未実施となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
登録人数（人）	合　計	178	196	217	159	171
	依頼会員	156	173	191	133	145
	提供会員	21	22	24	25	25
	依頼・提供会員	1	1	2	1	1
利用者数（人日）	合　計	29	67	63	38	55
	就学前	29	67	63	38	55
	小学生	0	0	0	0	0

【量の見込みの算定の考え方】

就学前については、利用実績を踏まえた利用率を算出し、推計人口を乗じて算出します。小学生については、国の算出方法に基づいて算出した値とします。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）	合　計	57	53	49	47	44
	就学前	52	49	45	43	41
	小学生	5	4	4	4	3
②確保方策（人日）	合　計	57	53	49	47	44
	就学前	52	49	45	43	41
	小学生	5	4	4	4	3
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現在、子育て学習・支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置し、提供体制を確保しています。今後は、小学生の利用ニーズに対応できる体制を確保していくため、放課後児童クラブや、アフタースクールとの連携も視野に入れて検討する必要があります。

また、ファミリー・サポート・センター事業としてのＰＲを強化し、会員の増員を図っていきます。

（11）妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により保健師等が専門的な見地から、情報提供や相談支援を行います。

【量の見込みの算定の考え方】

出産・育児等に関する面談や情報提供について、妊娠届出時を含む３回を実施することに鑑み、想定される妊娠届出数に対して３回を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み	面談回数（回）	489	456	429	396	366
②確保方策	面談回数（回）	489	456	429	396	366
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

こども家庭センターの母子保健機能として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等に関する面談や情報提供を行うとともに、必要な支援につなげます。

（12）妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【現 状】

医療機関等で受診した妊婦健康診査に係る費用の一部を補助しています。令和５（2023）年度において、助成数は 280 人となっています。

■妊婦健康診査の実施状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
受診者数（人）	360	327	304	280	270
健診回数（回）	2,794	2,625	2,335	2,113	2,160

【量の見込みの算定の考え方】

母子ともに健康で安心して出産するためにも、妊婦のすべてが受診すること（受診率 100%）をめざして、妊娠期間が２か年にわたることや人口推計の結果の前年に健診することを想定した量の見込みを算出します。

また、健診回数については、令和５（2023）年度の実績をもとに妊婦１人あたりの受診回数（7.5 回）を算出し、妊婦の人数を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み	人数（人）	239	224	209	193	185
	健診回数（回）	1,864	1,746	1,627	1,503	1,444
②確保方策	人数（人）	239	224	209	193	185
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率 100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。

また、今後は市役所本庁舎１階の健康課内に設置している「こども家庭センター」とも連携しながら、妊娠期の母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現 状】

令和元（2019）年 10 月から、新制度に移行しない幼稚園１園（市外の幼稚園）において、給食費（副食材料費）に係る費用を支給しています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
給食費（副食材料費）	人数（人）	5	1	2	2	2
	延べ月数（月）	49	12	14	18	22
教科書・行事費等	人数（人）	0	0	0	1	1
	延べ月数（月）	0	0	0	1	1

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績の推移を踏まえつつ、令和４（2022）年度、令和５（2023）年度における実績を参考に量の見込みとします。

■量の見込みと確保の内容

推計値	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	2	2	2	2	2
②確保方策（人）	2	2	2	2	2
②―①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

国が示す対象範囲と上限額に基づき、事業を実施していきます。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

子ども・子育て支援制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進していく事業です。

【現　状】

第２期計画期間内においては、実績がありませんでした。

【今後の取り組み】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

（15）産後ケア事業

【事業内容】

出産後の母子に対し、助産師や看護師等による授乳指導や乳房のケア、育児指導、傾聴等を行うことで母体の心身の回復を促進し、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促します。

【現　状】

第３期計画からの新規事業となりますが、本市においては令和４（2022）年度から実施しており、令和５（2023）年度において 23 人の利用実績があります。

■産後ケア事業の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
利用者数（人）	―	―	11	23	46
延べ利用日数（人日）	―	―	38	51	136

【量の見込みの算定の考え方】

産後の期間や、利用実績の最大値を踏まえた量の見込みを算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み	利用者数（人）	48	50	52	54	56
	延べ利用日数（人日）	150	154	158	162	166
②確保方策	利用者数（人）	48	50	52	54	56
	延べ利用日数（人日）	150	154	158	162	166
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

産後の体調回復や育児支援として、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、実施機関の確保と利用勧奨を行っていきます。

（16）子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事や子育てなどに対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【量の見込みの算定の考え方】

実際の相談案件から、当該事業の利用につながる件数を推計します。

■量の見込みと確保の内容

推計値	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）	3	3	3	3	3
②確保方策（人日）	3	3	3	3	3
②―①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

妊産婦や子育て世帯の養育環境を整える必要がある家庭を対象に、家事や育児支援等を実施する子育て世帯訪問支援事業の整備に努めていきます。

（17）児童育成支援拠点事業

【事業内容】

学校や家庭以外で児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族を取り巻く多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習の場、進路等の相談など行うとともに、関係機関と連携し、児童育成環境を整える事業です。

【現 状】

第３期計画からの新規事業となりますが、本市においては同様の事業として、子ども第三の居場所運営事業を令和５（2023）年度から実施しており、令和５（2023）年度においては 37 人の利用実績があります。

■児童育成支援拠点事業の利用状況の推移

実績値	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
利用者数（人）	―	―	―	37	40

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績を踏まえた利用率を算出し、推計人口を乗じて算出します。

■量の見込みと確保の内容

推計値	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	39	38	36	33	30
②確保方策（人）	39	38	36	33	30
②―①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子どもへの包括的な支援を行うとともに、居場所を提供していきます。

（18）親子関係形成支援事業

【事業内容】

子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有、情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行います。

【量の見込みの算定の考え方】

実際の相談案件から、当該事業の利用につながる件数を推計します。

■量の見込みと確保の内容

推計値	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人）	3	3	3	3	3
②確保方策（人）	3	3	3	3	3
②―①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子どもとの関わり方を学ぶ場としてペアレントトレーニングを実施し、親子間の適切な関係の形成支援に努めていきます。

（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保育所等に通所していない０歳６か月～２歳の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。

【現　状】

第３期計画からの新規事業となりますが、本市においては令和６（2024）年度から試行的事業として実施しています。地域子育て支援拠点施設で実施しており、６名の同時利用が可能となっています。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用状況の推移

実績値		令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度見込み
利用者数（人日）	合　計	―	―	―	―	305
	０　歳	―	―	―	―	91
	１　歳	―	―	―	―	142
	２　歳	―	―	―	―	72

【量の見込みの算定の考え方】

試行的事業として実施している利用状況の見込みから、利用量を推計します。

■量の見込みと確保の内容

推計値		令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
①量の見込み（人日）	合　計	281	262	245	230	215
	０　歳	85	79	75	70	65
	１　歳	133	123	115	109	101
	２　歳	64	60	55	52	49
②確保方策（人日）	合　計	281	262	245	230	215
	０　歳	85	79	75	70	65
	１　歳	133	123	115	109	101
	２　歳	64	60	55	52	49
②―①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

令和６（2024）年度における試行的事業における同時利用量を維持しながら事業を進めていきます。また、活用状況を見定めつつ、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

第 6 章　計画の推進・評価等

1．計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携・協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向による情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域のさまざまな活動主体との協働することにより、子ども・子育て支援施策に係る取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やＮＰＯ、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2．計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、ゆめるんネットを活用するとともに、市民が集まるさまざまなイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3．計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。

資 料 編

1．南あわじ市子ども・子育て会議条例

平成 25 年９月 30 日
条例第 29 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織及び委員）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　子どもの保護者
(2)　教育又は保育の関係者
(3)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(4)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
３　委員の任期は、２年とする。
４　委員は、再任されることができる。
５　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）
第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係人の出席）
第６条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（部会）
第７条　子ども・子育て会議は、第２条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。
２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

（庶務）
第８条　子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育てゆめるん課において処理する。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

（会議招集の特例）
２　第５条第１項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に招集される会議は、市長が招集する。
（南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則（平成 27 年条例第 10 号）
この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則（平成 30 年条例第５号）
この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。

2．南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿

（順不同・敬称略）

区分（条例第３条第２項）			所属団体等		氏 名	備 考
１号	子どもの保護者		幼稚園保護者会	志知幼稚園 保護者会	羽石沙和子	
			保育所（園） 保護者会	賀集保育所 保護者会	土 居 千 晶	
２号	教育・保育関係者		小学校長会	榎列小学校 校長	大谷日出人	
			私立保育所・幼稚園・こども園	（福）みかり会 理事長	谷 村　誠	
３号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者		子育て学習・ 支援センター	インストラクター	仲 岡 美 佳	
			放課後児童クラブ	アフタースクール 八木指導員	萩原滝実子	
			民生委員児童委員連合会	主任児童委員	宮 野 節 子	副会長
４号	子ども・子育て支援に関する学識経験者		神戸親和大学 教育学部　児童教育学科	教授	戸 江 茂 博	会 長
５号	市長が必要と認める者	地域支援	連合自治会	八木地区 自治会長	西 住 卓 也	
			市民交流センター長会 公民館長会	市市民交流センター長 市地区公民館長	齋 藤 伸 子	
		就労環境	事業所代表	淡路さゆり 幼稚園事務長	志 内 克 義	
		公　募	子育て中又は子育て経験者（公募）		内 田 幸 子	
					宮 地 加 織	
		行　政	教育委員会	教育次長	福 田 龍 八	
			市民福祉部	部長	齋 藤 浩 二	

３．計画の策定経過

実施時期	内 容
令和６（2024）年３月１日（金） ～３月 26 日（火）	南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定のための アンケート調査の実施
令和６（2024）年８月８日（木）	令和６年度第１回　南あわじ市子ども・子育て会議 〇子ども・子育て支援事業計画に基づく令和５年度事業実績について 〇第３期子ども・子育て支援事業計画策定について ・第２期計画の評価、アンケート結果、計画骨子案
令和６(2024)年 10 月 10 日(木)	令和６年度第２回　南あわじ市子ども・子育て会議 〇第３期子ども・子育て支援事業計画策定について ・各種事業の量の見込推計、計画素案
令和６（2024）年 12 月６日（金） ～令和７(2025)年１月７日(火)	パブリックコメントの実施
令和７（2025）年１月 27 日（月）	令和６年度第３回　南あわじ市子ども・子育て会議 〇第３期子ども・子育て支援事業計画策定について ・パブリックコメントの結果について

南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第３期】

発　行　日　令和７（2025）年３月
編集・発行　南あわじ市　　市民福祉部　子育てゆめるん課
〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地１
ＴＥＬ：0799-43-5219